

大蔵委員會議録 第十一号

昭和二十八年七月一日(水曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

- 委員長 千葉 三郎君
- 理事 淺香 忠雄君 理事 若米地英俊君
- 理事 坊 秀男君 理事 内藤 友明君
- 理事 佐藤 觀次郎君 理事 井上 良二君
- 理事 島村 一郎君

- 有田 二郎君 宇都宮 德馬君
- 大平 正芳君 黒金 泰美君
- 藤枝 泉介君 宮原 幸三郎君
- 福田 繁芳君 本名 武君
- 小川 豊明君 久保田 鶴松君
- 春日 一幸君 平岡 忠次郎君
- 福田 越夫君

出席政府委員

- 大蔵大臣 小笠原 三九郎君
- 大蔵政務次官 愛知 揆一君
- 大蔵事務官(日本専売公社監理官) 今泉 兼寛君
- 大蔵事務官(管財局長) 阪田 泰二君
- 大蔵事務官(銀行局長) 河野 通一君

委員外の出席者

- 大蔵事務官(管財局長) 木村 三男君
- 大蔵事務官(管財局長) 岩動 祐之君
- 日本専売公社 西川 三次君
- 杜塩 源部長 榑田 光男君
- 国民金融公庫 榑田 光男君
- 参考人(全国銀行協会連合会会長) 千金 良三郎君

第一類第六号 大蔵委員會議録第十二号 昭和二十八年七月一日

参考人(全国地方銀行協会会長) 龜山 甚君

参考人(全国相互銀行協会会長) 上山 英三君

参考人(商工組合中央金庫理事) 加藤 八郎君

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

七月一日

委員飛鳥田一雄君に辞任につき、その補欠として木原津與志君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律の一部を改正する法律案(參議院提出、参法第一号)

地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律案(内閣提出第一二二号)

塩業組合法案(内閣提出第一二二号)

信用金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律案(内閣提出第一四四号)(參議院送付)

一般会計の歳出の財源に充てるための緊要物資輸入基金からする一般会計への繰入金に関する法律案(内閣提出第三四号)

昭和二十一年度における一般会計、帝國鐵道會計及び通信事業特別會計の借入金の償還期限の延期に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

金管理法案(内閣提出第五五五号)(參議院送付)

造幣局特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第七〇号)

昭和二十八年年度における國債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案(内閣提出第七一七号)

食糧管理特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第八三三号)

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四四号)

閉鎖機關令の一部を改正する法律案(内閣提出第九四四号)

昭和二十八年年度における特定道路整備事業特別會計の歳出の財源の特例に関する法律案(内閣提出第九七七号)

漁船再保險特別會計における漁船再保險事業について生じた損失を補てかするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九九号)

設備輸出為替損失補償法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一四号)

外国為替資金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号)

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二三三号)

社寺等に無償で貸し代けてある固有財産の処分に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二八八号)

相互銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号)

信用保証協合法案(内閣提出第一二五五号)

中小金融及び類似金融対策に関する法律案(内閣提出第一二五五号)

○千葉委員長 これより會議を開きます。

まず一昨六月二十九日本委員会に付託されました相互銀行法の一部を改正する法律案及び信用保証協合法案の両案を一括議題として、政府当局より提案趣旨の説明を聴取いたします。愛知政務次官。

相互銀行法の一部を改正する法律案

相互銀行法(昭和二十六年法律第百九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号を第五号とし、第五号を第六号とし、第三号の次に次の一号を加える、

四 内閣為替取引

第二条に次の一項を加える。

三 相互銀行は、第一項第四号に規定する業務を営もうとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第二十五条第一号を同条第二号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次のように加える。

一 第二條第三項の規定に違反したとき。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

信用保証協合法案

信用保証協合法

目次

第一章 總則(第一条—第五条)

第二章 設立(第六条—第十条)

第三章 管理(第十一条—第十九条)

第四章 業務(第二十条—第二十二條)

第五章 解散及び清算(第二十三条—第三十二條)

第六章 監督(第三十三條—第三十六條)

第七章 雜則(第三十七條—第三十九條)

第八章 罰則(第四十條—第四十二條)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 この法律は、中小企業者等が銀行その他の金融機関から貸付等を受けるに付してその貸付金等の債務を保証することを主たる業務とする信用保証協会の制度を確立し、もつて中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。

(法人格)

第二条 信用保証協会(以下「協会」という。)は、法人とする。

(名称)

第三条 協会は、その名称中に信用保証協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に

信用保証協会であることを示すよ
うな文字を用いてはならない。

(登記)

第四条 協会は、政令で定めると
るにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記を必要と
する事項は、登記の後でなければ
ば、これをもつて第三者に対抗す
ることができない。

(民法の準用)

第五条 民法(明治二十九年法律第
八十九号)第四十四条(法人の不
法行為能力)及び第五十条(法人
の住所)の規定は、協会について
準用する。

第二章 設立

(設立)

第六条 協会は、主務大臣の認可を
受けなければ、設立することがで
きない。

2 主務大臣は、前項の認可の申請
があつた場合において、左の各号
の一に該当せず、且つ、その業務
が健全に行われ、中小企業者等に
対する金融の円滑化に資すると認
められるときは、設立の認可をし
なければならない。

一 設立の手續又は定款若しくは
業務方法書の内容が法令に違反
するとき。

二 定款又は業務方法書のうち重
要な事項につき、虚偽の記載が
あり、又はその記載が欠けてい
るとき。

三 資産の総額が政令で定める金
額以下であるとき。

(定款)

第七条 協会を設立しようとする者

は、設立当初における資産を構成
する資金その他の財産を出えん
し、且つ、定款をもつて左の各号
に掲げる事項を定めなければならない。

一 目的

二 名称

三 業務

四 事務所の所在地

五 資産及び会計に関する規定

六 役員を選任方法その他役員に
関する規定

七 定款の変更に関する規定

八 解散に関する規定

九 公告の方法

十 設立当初の役員

(業務方法書)

第八条 協会を設立しようとする者
は、業務方法書を作成し、設立の
認可を申請する際に、これを主務
大臣に提出しなければならない。

2 前項に規定する業務方法書に記
載すべき事項は、主務省令で定め
る。

(成立)

第九条 協会は、その主たる事務所
の所在地において設立の登記をす
ることによつて成立する。

(民法の準用)

第十条 民法第四十一条(贈与及び
遺贈の規定の準用)及び第四十二
条(寄附財産の帰属時期)の規定
は、協会について準用する。この
場合において、民法第四十二条第
一項中「法人ノ設立の許可アリタ
ル時」とあるのは、「信用保証協会
成立ノ時」と読み替へるものとす
る。

第三章 管理

(役員)

第十一条 協会に、役員として理事
及び監事を置く。

(監事の兼職禁止)

第十二条 監事は、理事又は協会の
職員と兼ねてはならない。

(理事の協会との取引及び訴訟)

第十三条 理事は、監事の承認を受
けた場合に限り、自己又は第三者
のために協会と取引をすることが
できる。この場合においては、民
法第八八条(自己契約の禁止)の規
定は適用しない。

2 協会と理事との間の訴訟につい
ては、監事が協会を代表する。

(一切の権限を有する代理人の選
任)

第十四条 理事は、協会の従たる事
務所の業務に關し一切の裁判上又
は裁判外の行為をする権限を有す
る代理人(以下「代理人」という)
を選任することができる。

(定款の備付及び閲覧)

第十五条 理事は、定款を各事務所
に備えて置かなければならない。

2 協会の債権者は、理事に対し、
前項の定款の閲覧を求めることが
できる。この場合においては、理
事は、正当な理由がないのに拒ん
ではならない。

(財産目録及び貸借対照表の作成)

第十六条 理事は、協会の成立後す
みやかに、財産目録及び貸借対照
表を作成しなければならない。

(業務報告書の備付及び閲覧)

第十七条 理事は、毎事業年度終了
後二月以内に、左の書類を作成
し、これを主たる事務所に備えて

置かなければならない。

一 業務報告書

二 財産目録

三 貸借対照表

四 収支計算書

2 協会の債権者は、理事に対し、
前項の書類の閲覧を求めることが
できる。この場合においては、理
事は、正当な理由がないのに拒ん
ではならない。

(役員及び第三者に対する
責任)

第十八条 役員がその任務を怠つた
ときは、その役員は、協会に対し
連帯して損害賠償の責に任じなけ
ればならない。

2 役員がその職務を行うに當つて
悪意又は重大な過失があつたとき
は、その役員は、第三者に対し連
帯して損害賠償の責に任じなけれ
ばならない。

(民法の準用)

第十九条 民法第五十二条第二項
(理事の業務執行)、第五十三条か
ら第五十六条まで(理事の代表権
及び仮理事)及び第五十九条第一
号から第三号まで(監事の職務)
の規定は、協会の役員について準
用する。この場合において、民法
第五十六条中「裁判所ハ利害關係
人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ」とあ
るのは、「主務大臣ハ利害關係人ノ
請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ」と読
み替へるものとする。

第四章 業務

第二十条 協会は、左に掲げる業務
及びこれに附随する業務を行うこ
とができる。

一 中小企業者等が銀行その他の
金融機関から資金の貸付、手形
の割引又は給付を受けること等
により金融機関に対して負担す
る債務の保証

二 中小企業等の債務を銀行その
他の金融機関が保証する場合に
おける当該保証債務の保証

三 銀行その他の金融機関が中小
企業金融公庫若しくは日本開発
銀行の委託を受け、又は国民金
融公庫を代理して中小企業者等
に対する貸付を行つて場合、当
該金融機関が中小企業者等の当
該借入による債務を保証するこ
ととなる場合におけるその保証
をしたこととなる債務の保証

2 前項において「中小企業者等」
とは、協会の主たる事務所の所在
地の属する都道府県の区域をこえ
ない区域(以下本項において「協
会の区域」という)内において商
業、工業、鉱業、運送業、サービ
ス業その他の事業を行う中小規模
の事業者、協会の区域内に住所若
しくは居所を有する者又は協会の
区域内において勤労に従事する者
で、定款で定めるものをいい、「給
付」とは、相互銀行法(昭和二十
六年法律第九十九号)第二条第
一項第一号の契約に基づく給付又は
同法附則第三項の規定によりなお
その効力を有する改正前の無戻業
法(昭和六年法律第四十二号)第
一条の無戻による給付をいう。

(事業年度)

第二十一条 協会の事業年度は、四
月一日から翌年三月三十一日まで
とする。

(余剰金の運用)
第二十二條 協会は、銀行その他の金融機関への預金若しくは金銭信託又は国債、地方債若しくは主務大臣の定める有価証券の取得以外の方法により、その余剰金を運用してはならない。

第五章 解散及び清算

(解散事由)

第二十三條 協会は、左の事由に因つて解散する。

- 一 理事の決定
- 二 合併
- 三 破産
- 四 定款で定める解散事由の発生
- 五 設立認可の取消

2 前項第一号の決定は、理事の三分の二以上の者の同意によつて行わなければならない。

3 第一項第一号の決定は、主務大臣の認可を受けなければ、効力を生じない。

4 清算人は、第一項第四号に掲げる事由に因つて解散した場合に、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(合併)

第二十四條 協会は、定款にその規定があるときは、理事の決定によつて合併することができる。

2 前条第二項の規定は、前項の決定について準用する。

3 第一項の決定は、主務大臣の認可がなければ、効力を生じない。

4 第六條第二項の規定は、前項の場合の主務大臣の認可について準用する。

(合併の手続)

第二十五條 協会は、合併の決定を

したときは、その決定の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならない。

2 協会は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べべき旨を公告し、且つ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。

3 前項の一定の期間は、三十日を下つてはならない。

4 債権者が第二項の一定の期間内に異議を述べたときは、協会は、当該債権につき、弁済をし、相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならない。

第二十六條 合併によつて協会の設立する場合においては、定款及び業務方法書の作成その他設立に必要な行為は、各協会において選任した設立委員が共同して行わなければならない。

(合併の時期及び効果)
第二十七條 協会の合併は、合併後存続する協会又は合併によつて設立された協会がその主たる事務所の所在地でその登記をすることによつてその効力を生ずる。

2 合併後存続する協会又は合併によつて設立された協会は、合併によつて消滅した協会の権利義務(当該協会がその行う業務に関し行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(清算人)

第二十八條 協会が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事がその清算人となる。

(清算事務)

第二十九條 清算人は、就職の後遅滞なく、協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、並びに財産処分の方法を定めなければならない。

第三十條 清算人は、協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを、協会の資金その他の財産の出えん者に対し、出えんの額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出えん者に分配することができる額は、その出えん額を限度とする。

3 前二項の規定による分配の結果なお残余財産があるときは、その処分につき定款に特別の定めのない限り、その財産は、国庫に帰属する。

第三十一條 清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成しなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の準用)
第三十二條 民法第七十三條(清算人)、第七十五條(裁判所による清算人の選任)、第七十六條(清算人の解任)、第七十七條第二項(届出に関する部分に限る。及び第七十八條から第八十三條まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項(法人の解

散及び清算の監督の管轄)、第三十六條(検査人の選任)、第三十七條ノ二(清算人等の報酬)、第三十五條ノ二十五第二項及び第三項(意見の聴取等)、第三十六條前段(清算に関する事件の管轄)、第三十七條前段(清算人の選任又は解任の裁判)並びに第三十八條(清算人不適格者)の規定は、協会の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五條中「前条」とあるのは「信用保証協会法第二十八條」と読み替へるものとする。

第六章 監督

(主務大臣の認可)

第三十三條 協会は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(事業報告書)
第三十四條 協会は、毎事業年度終了後二月以内に、事業報告書を主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書は、主務省令で定める様式により作成しなければならない。

(報告及び検査)
第三十五條 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し報告をさせ、又はその職員に協会の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを呈示しなければならぬ。

(監督命令等)

第三十六條 主務大臣は、前条の規定により報告をさせ、又は検査を行った場合において協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基く主務大臣の処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認めるときは、その協会に対して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、役員解任、業務の停止、定款又は業務方法書の変更その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 主務大臣は、協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、その協会の役員を解任し、又はその協会の業務を停止し、若しくは設立の認可を取り消すことができる。

3 主務大臣は、前項の規定による処分をしようとする場合においては、あらかじめ期日及び場所を指定して、当該協会又はその役員について聴聞を行わなければならない。

第七章 雑則
第三十七條 この法律に特別の定めがあるものを除く外、この法律による認可に関する申請、届出及び事業報告書その他の書類の提出の手続その他この法律を実施するため必要な手続は、主務省令で定める。

(権限の委任)
第三十八條 主務大臣は、政令で定

めるところにより、この法律による権限の一部を地方公共団体の長に行わせることができる。

(主務大臣)

第三十九条 この法律における主務大臣は、大蔵大臣及び通商産業大臣とする。但し、第三十五条に規定する主務大臣の権限は、大蔵大臣又は通商産業大臣がそれぞれ単独に行便することを妨げない。

第八章 罰則

第四十条 左の各号の一に掲げる違反があつた場合には、その行為をした協会の役員、代理人、清算人、使用人その他の従業者を三万円以下の罰金に処する。

一 第三十四条に規定する事業報告書の不実の記載その他の方法により官庁又は公衆を欺もうしたとき。

二 第三十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

2 協会の役員、代理人、清算人、使用人その他の従業者がその協会の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その協会に対しても同項の刑を科する。

第四十一条 左の各号の一に該当する場合には、協会の役員、代理人又は清算人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第四条第一項の規定に基づく命令の規定による登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三 第十二条の規定に違反したとき。

四 第十五条又は第十七条の規定に違反して定款その他の書類を備えて置かず、これらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにこれらの書類の閲覧を拒んだとき。

五 第二十条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

六 第二十二條の規定に違反したとき。

七 第二十五条の規定に違反して合併したとき。

八 第二十五条第二項の規定による公告をする場合において虚偽の公告をしたとき。

九 第二十九条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十 第三十条第一項又は第二項の規定に違反したとき。

十一 第三十一条に規定する書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

十二 第三十二条において準用する民法第七十九条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十三 第三十二条において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。

十四 第三十二条において準用する民法第八十一条第一項の規定

に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第四十二条 第三条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二年以内、主務大臣の認可を受け、その組織を変更して協会となることのできる。この場合の主務大臣の認可については、第六条第二項の規定を準用する。

2 この法律施行の際現に存する民法第三十四条の規定により設立した財団法人で、第二十条に規定する業務を主たる業務として行うもの(以下「財団法人」という)は、この法律施行の日から起算して二年以内、主務大臣の認可を受け、その組織を変更して協会となることのできる。この場合の主務大臣の認可については、第六条第二項の規定を準用する。

3 前項の規定により財団法人がその組織を変更して協会となるには、その寄附行為で定めるところにより、組織変更のため必要な寄附行為の変更をしなければならぬ。

4 附則第二項の規定による組織変更は、政令で定めるところにより、協会の主たる事務所の所在地において登記をすることによつて効力を生ずる。

(社団法人の協会への転移)

5 この法律施行の際現に存する民法第三十四条の規定により設立した社団法人で、第二十条に規定する業務を主たる業務として行うもの(以下「社団法人」という)は、この法律施行の日から起算して二

年以内に、総会の決議により、その総資産をもつて、この法律の規定に従い、協会を設立することができる。

6 民法第六十九条本文の規定は、前項の決議に準用する。

7 附則第五項の規定により設立された協会は、社団法人の権利義務(当該社団法人がその行う事業に關し行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

8 附則第五項の場合において、社団法人は、協会成立のときに解散する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に關する規定は適用しない。

9 この法律施行の際現にその名称中に信用保証協会という文字を用いていける者は、第三条第一項の規定にかかわらず、この法律施行後二年間は、なお従前の名称を用いることができる。

(他の法律の改正)

10 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「漁業信用基金協会」の下に「信用保証協会」を、「中小漁業融資保証法」の下に「信用保証協会法」を加える。

11 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第九号ノ五の次に次の一号を加える。

九ノ六 信用保証協会ノ発スル証書、帳簿

12 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第十二号中「漁業信用基金協会」の下に「信用保証協会」を加える。

13 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「漁業信用基金協会」の下に「信用保証協会」を加える。

14 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二百九十六条中「漁業信用基金協会」の下に「信用保証協会」を加え、第七百四十三條第二号中「及び私立学校法第六十四条第四項の法人」を、「私立学校法第六十四条第四項の法人及び信用保証協会」に改める。

15 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第二号中「中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)」を、「中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)」に改める。

16 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「政令で指定するもの」を「政令で指定するもの及び信用保証協会」に改める。

17 大蔵省設置法(昭和二十四年法

律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「水産業協同組合」の下に「信用保証協会」を加える。

18 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の三の次に次の一号を加える。
四の四 信用保証協会に関すること。

○愛知政府委員 たいいま議題となりました相互銀行法の一部を改正する法律案外一件につきまして、その提案の理由を御説明いたします。

最近中小金融の円滑化は、とみにその重要性を加えつつあり、政府においても、このために各般の施策を講じているのでありますが、この種金融を担当している相互銀行の任務は、ますます重きを加えて参つて居るのであります。御承知の通り相互銀行は、一昨年六月相互銀行法の制定により金融機関としての基礎を確立して以来、鋭意その使命の達成に努力して居るのであります。本年四月末現在においては、掛金及び預金の合計額は二千三百七十八億円、給付及び貸出しの合計額は二千二百十億円に達するという目ざましい活動をして居るのであります。このような中小金融部門における相互銀行の役割の重要性と、その業績の進展とにかんがみ、その行う金融を一層円滑にし、取引者の利便をはかするため、相互銀行の一部を改正して、相互銀行が新たに内国為替取引の業務を営むことができるようにすることといたし

た。但し、個々の相互銀行がこの業務を営もうとする場合におきましては、大蔵大臣の認可を受けなければならぬこととし、当該相互銀行の業況等を総合勘案して、慎重に個別的に認可を決定することとして居るのであります。

以上が本法律案の提案の趣旨及び概略でございます。
次に、信用保証協会法案であります。これは前国会に提案後、衆議院の解散に不成立となつたものであります。が、次にその内容、提案の理由を説明いたします。

最近中小金融の円滑化は、とみにその重要性を加えつつあり、政府においても、このために各般の施策を講じて居るのであります。が、中小企業者等は、その信用力の不十分であることが一般の金融機関から資金の融通を受けがたいおもな原因となつて居ることにかんがみまして、その信用力を補強することが中小金融対策としてはきわめて有効な手段であると考へられまして、この見地から政府においては、つとに信用保証協会の設立を認めるとともに、中小企業信用保険制度を設けて居るのであります。

この信用保証協会は、現在各都道府県にその出資または寄附を中心として民法による公益法人として設立されており、その数は五十一に上つており、中小企業者等が金融機関から資金を借入れる場合に、その債務を保証する業務を行つて居るのであります。が、これに関する法制化が行われていないために、その基礎が不安定であり、保証業務の円滑化を欠くうらみがないし、ない現状であります。よつてこの際信

用保証協会法を制定し、これが法制化により基礎の強化をはかり、その業務の一層の発展をはかることとしたのであります。以下この法律案の主要な点について説明いたします。第一に、信用保証協会は、本法による法人とし、民法の規定による財団法人に準ずるものといたして居ります。

第二に、協会は、中小企業者等が金融機関から資金の融通を受けること等により、金融機関に対して負担する債務の保証を行うことを主たる業務として居ります。

第三に、協会に対しては、民法の公益法人と大體同様な税法上の優遇措置を講ずることといたして居ります。
第四に、民法法人たる現在の協会は、法施行後二年間に本法による協会に転換することができま

第五に、本法における主務大臣は、大蔵大臣及び通商産業大臣としたし、主務大臣は、設立認可、その他所要の監督を行うほか、その権限の一部を地方公共団体の長に委任することとできることとして居ります。
以上が二つの法律案の提案の理由並びにその内容の概要であります。
何にとぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願いいたします。

○千葉委員 以上で説明は終了いたしました。

○千葉委員 次に本日の日程に掲げました二十一法案中、たいいま説明を聴取いたしました河法案を除いた残り十九法案を一括議題として質疑を行います。
なお本日は、政府委員といたしまして、愛知大蔵政務次官、阪田管財局

長、河野銀行局長、さらに通商産業省の中小企業庁振興部長、また説明員といたしまして、西川塩路部長、木村国利、有財産第一課長、榎田国民金融公庫総裁並びに岩動閉鎖機関課長、以上の諸君が御出席になつて居ります。
質疑は通告順によつてこれを許します。大平君。

○大平委員 私は閉鎖機関令の一部改正法律案と、塩業組合法案に関連いたしまして、二、三の点を質問いたしたいと思ひます。
まず閉鎖機関でございますが、今度の改正法律案が出来ますと、提案の理由を拝聴いたしますと、まことにけつこうなこととございまして、こういうたアクションがすみやかにとられることを期待して居るのでござい

ただ若干問題点があるように思ひますので、それを確かめておきたいと思ひます。今度の改正によりまして、残余財産の処分ができることになるわけでございます。國民経済的に、こういう残念財産が適当に活用されること、まことにけつこうなこととござい

ますが、その前提といたしまして、在外債務の総額を越える額を留保せしめて居ります。また将来におきまして、在外債務の弁済を必要とする機関にありま

せしめ、政令で別に定める金額を留保せしめ、そのあとは社債の弁済とか、あるいは在外財産の処分ができることになつて居るのであります。一体こういう留保財産を算出する基礎になる留保額を、この法律案で有権的にきめようというのか、それとも何かこの根拠になる条約とか、あるいは協定というものがあ

○阪田政府委員 閉鎖機関の清算事務もだん／＼と進歩いたしました。現在二百四十四機関ばかり残つて居るわけでございますが、そのうち今お尋になつた在外活動閉鎖機関、これが従来の閉鎖機関令によりまして、社債の弁済、残余の産財あるいは処分ができませんというところになつておつたわけでございますが、お説のように、今回の法律の改正によりまして、そういう処置も一定の条件のものにできるよ

うにいたしましたわけで、これによりまして、現在残つて居ります閉鎖機関の清算も至急に完了するようにいたしたい、こういうような気持ちでこの法案を出したわけであります。しかしただいまお示しのように、在外関係の債権、債務、資産、この処置の関係は、条約

あるいは国際関係によりまして、まだ明確にきまつてない点が非常に多くあるわけでありまして、そういううな関係もあ

りまして、現在実際問題として在外の資産、負債関係はどのくらいあるのか、という点も、ほんとうに確認されておらず、またそういう資産を評価してみればどういふことになるか、さらに今後の外交関係によりまして、そういうものをどういふものとするか、というものをどういふものとするか、に決定いたさうな点が実ははつきりいたさないわけでありまして、従いま

して今回の改正におきましては、そういう点も考慮いたしまして、在外関係の負債が資産を超過する額を留保すればよいわけでありまして、それ以外におきまして、今申し上げましたような問題がありますので、そういううな問題に備へるために、一定の政令で定める金額を留保する、その

上で初めての杜債の弁済、在外資産の処理に當る、こういふような規定にいたしたわけでありませう。この規定を適用して、現在懸案になっておられます在外活動閉鎖機関が清算を終了する、あるいはこの法律の規定によりまして、指定の解除を受けて、一般の清算手続、あるいは継続的なことに移行する、あるいは新会社の設立を見る、こういふような事態になることは、非常に希望いたしておるわけでありませうが、ただいま申し上げましたようないろいろな国際関係の法律的な問題、あるいは事実上の問題もあつて、現在のところでは、この法律によつて道は開かれるわけでありませうが、この法律が通れば、ただちにそういう処理がなされるというようなことは見通しがつかない、かような状態でございませう。

○大平委員 政令で別に定める金額と申すのは、どういふ意味ですか。

○阪田政府委員 ただいま御説明申し上げましたように、在外活動閉鎖機関が債務の弁済、残余財産の処分をいたそうというときには、在外債務が資産を超過する額のほか、一定の額を留保しなければならぬ。その一定の額につきましては、先ほど来御説明申し上げましたように、在外資産、負債の処理の方針が、国際関係等によつてさまざまつていない、また在外資産負債そのものの確認、あるいは評価が現在はずきりなされてないといふこととありますので、そのような要素を考慮して、そういう将来起ることがあるような負担を十分に確保できるように金額を考へて、それだけの金額を個々の閉鎖機関について政令で定めたい、かよ

うな考へておられます。

○大平委員 そうしますと、将来の不安定な事実問題、法律問題があるのか、この中において、政令で留保する金額を一応きめておいて、あとはとにかく早く清算を完了し、また閉鎖機関の解除をやつて、新会社の設立を認めて行こう、こういう趣旨のようですが、先ほど局長のお話では、まだ実際やるか、やらぬかわからない、一応法律上の道は開いておくれども、具体的には新会社を設立するとか、あるいは残余財産の処分をどん／＼認めるというところまで機が熟していないようですが、今言うように、政令でそういう不安定要素のほきだめをつくつておいて、いち早くこういつた処理を進めて行こうという御意図でなければならぬと思つておられますが、そのあたりはどうですか。

○阪田政府委員 御趣旨の通りでありまして、政令で定める一定の金額を留保して、こういふような杜債の弁済、残余財産の処分等の手続に移り得る可能性のあるものがありますれば、もちろんただちに実行して行きたい、かよ

うに考へておられます。先ほどの御説明は、今のような情勢から言いまして、留保する金額が多くなつて、直ちに実行に移せるものは少いであらう。ただちに一定の留保をやつて、一定の手続に移れるものは、現在のところあまりないのじやないか。このような気持ちで申し上げたわけでありませう。もちろんこの規定を適用いたしまして、ただちにできるものがあるれば、やつて行きたいと思つておりませう。今後の情勢によりまして、可能なものが出て参りますれば、ただちにそ

のときから実施して行きたい、かよ

うに考へておられます。

○大平委員 それでは、閉鎖機関の処理はいち早く進められんことを希望いたします。

次に、塩業組合法案に關係して、若干塩業政策についてお伺いたしたいと思つておられます。現在食料塩は、九十万トンくらい国内で消費するといふこととございませうが、まだ半分程度は輸入塩に仰いでおるといふ実情でありまして、昭和二十五年でしたか、公社の方

で、というより政府の方で、七十万トンの内地塩の増産計画を閣議できめられたといふこととございませうが、一

本七十万トンといふのはどういふ根拠できめられたか、それをまず伺いた

い。

○西川説明員 七十万トンをきめましたのは、別段深い理由はないのであります。過去におきまして、国内塩の生産能力としまして、ピークが六十二、三万トンの場合がございました。それから製塩の許可をいたしておりました。設備能力としまして、六十万トンといふのが現在の額になっておりますので、そういう点を考慮いたしまして、目先達成可能な数量といたしまして、とりあえず七十万トンを目標にしたわけでありませう。

○大平委員 七十万トン確保のために、どのくらい資金がいるお見込みですか。

○西川説明員 所要資金につきましては、実はただいま作業中でありませうので、正確なる金額を申し上げるわけに行きませんが、大体大さつばに申しまして、約百億程度の資金が必要のよう

に考へられます。

○大平委員 その百億といふのは、自己資金を除いて、外部からの借入金をいふのですか、総額をいふのですか。

○西川説明員 総需要費でございませう。

○大平委員 それをどのような方法で調達しようとお考えですか。

○西川説明員 御承知のように、製塩施設法の中の改良補助金と、農林漁業金融公庫から融資を受けます融資と、それに自己資金、こういふふうな三本

建になつております。

○大平委員 その七十万トン計画といふのは、何でも五箇年計画でお進めになるといふように伺つておりますが、現在の農林漁業金融公庫からいふよりも農林漁業資金から出しておりました金は十一、二億程度であつたように思つたが、専売局の方の改良事業の資金も、二、三億程度であつたように思つたが、どういつた足取りでは、五箇年間に百億の増産計画をやつて完

遂するといふことは、非常にむずかしいかろうと思つておられますが、また農林漁業資金といふのは、沿革的に見ますと、これは昭和二十四年の予算をつ

くるときに、思い切つた財政の刷新があつたわけですね。そのときに、土地改良の補助金を切る――農民が一定の耕地で同じ労力でやる場合に土地改良をしたら収益が多いといふ場合には、これ

は一つの収益事業だから、これに対してまで補助をする必要はなからうといふような理由で、補助金を切つて、そのかわりに融資に置きかえましようといふような約束で、少し遅れましたけれども、やがて農林漁業資金といふか

つこうで、あれが国策で具体化されたわけであつて、最近の実情を見ますと、土地改良だけでなく、林業であれ、農産加工事業であれ、あるいは塩業にまでこ

ういつた資金を使つておるといふことは、農林漁業資金を創設した沿革からいつてもおかしいし、また一体農林漁業金融公庫なるものに、塩業といふものをよく存じられてる専門家が居るのかどうか。現在の農林漁業資金の貸付状況を見ておりましたも、大部分地方局の方で御検討されて、公社の方で見ても、仕事はほとんど公社系統で消化されておる様子でございませうが、農林漁業資金といふパイプだけを通じておるといふかつかうになつておるといふのは、いかにも油と水をくつつたやうな便宜の方法によらぬで、本格的に、公社として資金を安定的に供給する方法をお考へになつた方が、實際に即するのではなからうかと思つてございませう。聞くところによりまして、日本専売公社の改正で、専売公社に投資の能力を付与するといふように聞いております。もし専売会社から関連事業に投資ができるという道が開かれるのでございませうら、そういつた線に沿つて、大蔵省としても塩業の増産資金は農林漁業資金によらずに、専売公社がこれを計画し、設定し、かつ投資するといふやうなかつこうに持つて行つた方が、實際に即してよろしいのじやないかといふやうな感じがするわけであつたが、塩業当局並びに大蔵当局の御所見を伺いたしたいと思います。

○今泉政府委員 ただいま、塩業の改良資金は農林漁業金融公庫の方から融資のかつかうにおいて出ておるけれど

地改良だけでなく、林業であれ、農産加工事業であれ、あるいは塩業にまでこ

ういつた資金を使つておるといふこと

は、農林漁業資金を創設した沿革から

いつてもおかしいし、また一体農林漁

業金融公庫なるものに、塩業といふも

のをよく存じられてる専門家が居る

のかどうか。現在の農林漁業資金の貸

付状況を見ておりましたも、大部分地

方局の方で御検討されて、公社の方で

見ておる、仕事はほとんど公社系統で

消化されておる様子でございませうが、

農林漁業資金といふパイプだけを通じ

ておるといふかつかうになつておると

いふのは、いかにも油と水をくつつた

やうな便宜の方法によらぬで、本格的

に、公社として資金を安定的に供給す

る方法をお考へになつた方が、實際に

即するのではなからうかと思つてござ

いませう。聞くところによりまして、

日本専売公社の改正で、専売公社に

投資の能力を付与するといふように

聞いております。もし専売会社から関

連事業に投資ができるという道が開

れるのでございませうら、そういつた

線に沿つて、大蔵省としても塩業の増

産資金は農林漁業資金によらずに、専

売公社がこれを計画し、設定し、かつ

投資するといふやうなかつこうに持つ

て行つた方が、實際に即してよろしい

のじやないかといふやうな感じがする

わけであつたが、塩業当局並びに大

蔵当局の御所見を伺いたしたいと思います。

○今泉政府委員 ただいま、塩業の改

良資金は農林漁業金融公庫の方から融

資のかつかうにおいて出ておるけれど

地改良だけでなく、林業であれ、農産

加工事業であれ、あるいは塩業にまで

こいつた資金を使つておるといふこと

は、農林漁業資金を創設した沿革から

いつてもおかしいし、また一体農林漁

も、これを専売公社の方に移して、専売公社の方で直接こういつた融資を見たらどうかというお尋ねであろうかと思ふのでございます。現在専売公社法の規定では、そういった民間に融資するという道は開かれておりません。そこで今度専売公社法の一部改正法律によりまして、投資ができるという規定を挿入すべく、また上程されておりますけれども、本国会にそういつた改正案を提出することに相なつておりますが、あわせてその際に、融資まで見つけようとして今の塩業資金等を公社が専売資金等から融資したかどうか、こういつた御趣旨であるかと思ふのでございますが、投資につきましても、かなり固定の資産となつて償ふというふうなかつこうになりまして、考えようによつては、将来資金が寝るといふ点で、かえつて融資より公社の負担になるのじやないかというふうな考え方もございまして、投資についても、目下公社として考えられますことは、たとえばかりに小名浜の加圧式製塩工場等がモデル工場としてできているのでございまして、これを今後将来民間に払い下げるといふようなことが不可能な場合、あるいはこれを現物出資するといふような必要があつた場合において、これを投資に考えようじやないか、それから将来ファイリピンとか、あるいはタイあたりで塩田開業といふようなことをやる場合に、どうしても民間の資金としては出がたい、あるいは民間の資金が出て、やはり、どうしても公社の一部投資が必要であるといふような場合に、これを広げる道を開いておこうじやないかという意味合いにおきまして、今度の公社法の改正で投資ということが入つたのでございます。今御説の通りの融資でも公社ができるということになりまして、これは一般の金融機関との融資の關係もございまして、それから今の開業銀行、あるいは農林漁業金融公庫等の融資というふうなものとの兼ね合いもございまして、公社がそこまで立ち入つて融資關係で見ると、相当議論もあることではございまして、今後融資できるかどうかという問題については、なほ慎重考慮を要する問題であるかと考えられますので、御説の御趣旨もございまして、その点は十分検討して政府の態度もきめてみます、こう考へておる次第でございまして、

いかという意味合いにおきまして、今度の公社法の改正で投資ということが入つたのでございます。今御説の通りの融資でも公社ができるということになりまして、これは一般の金融機関との融資の關係もございまして、それから今の開業銀行、あるいは農林漁業金融公庫等の融資というふうなものとの兼ね合いもございまして、公社がそこまで立ち入つて融資關係で見ると、相当議論もあることではございまして、今後融資できるかどうかという問題については、なほ慎重考慮を要する問題であるかと考えられますので、御説の御趣旨もございまして、その点は十分検討して政府の態度もきめてみます、こう考へておる次第でございまして、

私強はく希望しております。それから塩業組合法でございますが、これは同僚の福田委員からも御質問があつたように聞いておりますが、この間いろいろ検討して見ますと、塩業組合は、以前は預金を受入れて、貸付の仕事をやつておつた。それが今度の改正法案に載つていない。これは内輪を開いてみますと、何でも銀行局の方に御反対があつたようです。銀行局の方では、農協なんか金融的機能を持たしたために、今日見るように農協は赤字をたくさん抱えまして、ずいぶんお困りのようで、この点は十分同情するのですが、しかし塩業に関する限りは、組合員自体の経済力、あるいはその経済に対する組合の把握力といった点が、農協なんかと比較にならないと思ひます。農協にせつかく認められた金融機能を今削減するといふわけにも行かぬし、農協の再建整備を今御意やつているようにございまして、これも軌道に乗せて行かなければいけません。が、あつものにこりてなますを吹くといふようなことで、単なるさういつた意味の御反対であればこれはどうかと思ふのですが、何か特に塩業組合について、金融機能を持たすといふことに都合な理由があらぬのかどうか、その点を銀行局長から伺ひたい。

○大平委員 農林漁業資金そのものが、すでに一般金融機関から融資を受けられない、または受けたい事業に對する投資を政府の方で考えたわけですが、塩業の実態から申しまして、農林漁業資金にたよるものと、公社の投資によるものと、私は何らそこに性格的な変化はないと思ふのです。問題は、塩業をよく知つてゐる者、または多数の技術者を擁してゐるところで端的に処理した方が、よほど能率が上り正確に參る。今の状態では、一應農林漁業公庫を単に通すといふだけであつて、ほとんど素通りじやないかと思ひますし、実態的な査定を加へてゐるような事実もございせんので、大蔵当局においてとくとこの点は御再考されまして、専売公社法の改正と相まつて、来年度の予算編成におきまして、こういつた点を具体化されるように、

たものが信用事業に影響する、信用事業がさういふものに影響されることは適當でないという考え方で、信用事業は専營でやる、しかもその役員の方も専心その業務に當る、こういふ原則を立てまして、最近では中小企業等の事業協同組合に關しまして、やはり預金の受入れを認められたといふ強い要望があるのではありませんか、この原則に基いて、私どもは反対をいたしてゐる次第であります。今お話がございましたが、農協協同組合であります、これも私営が筋であると思ひます。しかしながら農協協同組合といふのは、御承知のようにいなかにおいて、非常に小さな部落単位でできてゐる。そこで信用事業と事業部門とをわけるといふことにはいたしません、非常に小さい単位でありますから、人事の点においても、經費の点からいつても、なか／＼これをまかない切れないといふ事態が起る、かた／＼その地方には金融機関が実はあまりないといつたような地域でもありますので、これらの点につきましては、原則は今申し上げましたように、私どもは考へておりますが、さういふ、特殊のことに農協協同組合といふ小さい単位でできておる組合という性質からいつて、これをいきなり専營にする、つまり経済事業と信用事業をわけるといふことは適當でないといふ考へ方のもとに、さういふ例外を認めておるわけでありまして、私どももいたしましては、農協協同組合に認めておる例をもつて、ただちに事業協同組合、あるいは塩業組合にそれを及ぼすことは適當でない、かように考へておる次第であります。

○大平委員 信用事業は専業による、その気持はわかりませんが、しかし零細な資金を取扱ふ小規模の金融機関が、はたして専業でやつて行けるかどうか、この委員会でもいろいろ問題になりましたが、銀行等の支店、出張所等がずいぶん全国に多くなつて来た、このままで行けば、おそらく目披通りは銀行になつてしまふのではないかと、さういふ御心配がございましたが、一体事業機関が店舗を独立して持つといふようなことは、たいへん經費がかかることなんです。むしろ事業にまつたボディーがあれば、それにくつつけて金融事業もやるといふことの方が、兼業でも上る、また同時にコストが下るといふような考へ方もある。問題は組合自体の信用、あるいは組合員の経済力が考へ方の根本になるのではないかと、兼業で行くことが一概に悪いわけではなからうと思ふわけですが、また国民の貯蓄を吸収して行くといふようなことは大事なことでございまして、ボディーさえしつかりしておれば、さういつたところ、嚴重な監督のもとに預金業務も一切許すといふような行き方の方が、かえつて金融政策としてよろしいのではないかと。これは新しくもあり得ると思ひます。これは新しく出て来たものではない、元あつたものから、前にやつておつたときにどういふ弊害があつたのか、私はまだよく検討してありますが、前の実績をよく御検討願ひまして、御再考願ひたい。

○春日委員 関連質問……今泉監理官にお伺ひをいたしますが、例の工業塩については、現在法律によつて特別の価格が指定されておるのであります。

○春日委員 関連質問……今泉監理官にお伺ひをいたしますが、例の工業塩については、現在法律によつて特別の価格が指定されておるのであります。

す。ところが、これはもつぱら大企業
がその適用を受けるものであつて、中
小企業については、特別価格の適用が
除外されておる、あるいはまたそのい
う特例が、そういうものを対象として
行われていないようにいわれておりま
す。この問題につきましては、先般業
界から、たしか今泉監理官のお手元
にそういう陳情が行つておるはずであ
りますが、少くともそういう特例の価格
措置を行うということであれば、ひと
り大企業に対してのみならず、一般中
小企業に対しても同様の特典を講ずべ
きであると思ひます。現在大企業
は特別の価格で供給を受け、中小企業
は高い値で原料を買つて製品化する、
さすれば大企業に対して中小企業は、
この面においてもどうして競争に勝つ
ことはできない、そういうような意味
におきまして、戦前においては、こ
ういうような問題は、大体において均
衡した価格によつてそれ／＼特例が指
定されておつた様子であります、戦
後においては、中小企業者のそれ／＼
熱意のある要望にかかわらず、これら
の陳情はいまだ何ら採択されていな
いという形であります。現在これ
に対してどういふふうな考えである
か、ちよつとこの機会に伺つておき
たいと思ひます。

○西川説明員 御承知のように、工業
塩について特別価格を現在設定して
おるわけでございますが、これは、大企
業だけ特別価格を設定して中小企業に
対してそういう恩恵があまりないじや
ないかという御懸念であらうと思ひま
すが、この特別価格の制度は、政府と
しては相手が大企業であるからこれを
認める、中小企業であるから認めな

い、こういう趣旨はごうもございま
せん。そうではなくて、中小企業であ
ることも、たとえば輸出振興上どうし
ても必要であるというふうなもの、国際
価格の関係で、高い外貨を使うために
どうしても太刀打ちができないという
ようなものに対しては——その一番の
適例はソーダー工業でございませぬ。
それから塩を使う企業で、使う量の問
題でございませぬが、たとえば原料の
うち、一体どれくらい塩の量を使うか
というふうな問題が、一番原価構成上重
要な問題でございまして、中小企業で
も、御承知のように塩蔵用の塩、魚を
塩蔵するための塩は特別価格で設定し
てございませぬ。これは、必ず大企業
だけでございませぬ、かなり塩蔵用
として塩を使う、こういうものは原価
計算上の構成分子からいつてかなり高
い比率を占めております。そういうつ
つ関係で、塩の価格を特別に認めてや
らないと安い魚が家庭に入らないとい
うものは、中小企業であつても、塩蔵で
ある限りは認めておるものもございま
す。先般御陳情になつたことは、よく
聴取いたしました、現在検討は進めて
おりますが、塩の原価構成上の比率が
二%ないし三%くらいしか占めていな
い、それから塩を使う全体の量からい
つても、パーセンテージがあまりにも
低いのではないかと、そういうことが、
現在まだ政府としてそういう企業に
特別価格を設定するまでに至つていな
い理由でございまして、先ほど申し上げ
ました通り、大企業だからこれを認
める、中小企業だから認めない、こ
ういふ措置はごうもつておりませぬ。
将来とも、中小企業であつても、そ
ういつた原価構成上、あるいは輸出振興

上必要であるというものについては、
同様に認めて行きたい、こういうふう
に考えております。

○春日委員 ただいま御答弁がありま
したが、問題は愛知県、埼玉県、ある
いは北陸一帯に行われておる特殊製
業、土管とか瓦、こういうものに相当
の塩が使われておるわけでありませぬ。
これらのものは、御承知のように欠
べからざるどころの建築資材でありま
して、この点においては、輸出産業に
劣るものではないと思ひます。ありま
す。ところが、これらが塩の使用率が
非常に軽少だと言われるのであります
けれども、これらの事業は非常に競争
が激甚である、従つてたとえ二%で
も三%でも、その塩の価格が原価構成
のうち大きなウェイトを占めておる。
このことはいふまでもないことであ
ります。いずれにしても、そういうよう
な生産目的に使うこと以外に他意はな
い、しかも一銭でも安くコストを下げ
るといふことは、建設に役立つこと
であります。せつかくそういう陳情が行
われておるのだから、いくら塩の使用
のパーセンテージが少いからといつ
て——それは多ければ許可してくれ
るといつても、たくさん塩を使つて塩辛
い土管をつくるわけにも参りませぬ。
そういうような意味合いにおいて、彼
らが累年にわたつて政府に陳情を続
けて来たことは——そんなどうでもい
いことなら、何回か続けて陳情するわけ
はございませぬ。しかもそれらの中小
企業の諸君は、塩の高いことが彼らの
経営の大きな負担になつてある。従つ
て、この問題についてはひとつ早急に
御処置を願つて、せつかくたたいま
慎重に考慮中だと承つておりますから、

本国会において、何とか彼らの要望が
達し得るような措置をひとつ講じてや
つていただきたいことを強く要望いた
します。

それから議事進行に關連もありません
ので、管財局長にお伺ひしたいのであ
りますが、私は例の賠償機械の問題に
ついて、これが措置について、これが
措置についてはすでに本委員会におい
て二回にわたつてあなたに御要請をい
たしておる、これは、中小企業者が賠
償機械の払下げを受けておるのだが、
その代金の決済について、今金がない
ために、せつかくの政府の御親切な配
慮にかかわらず、また連合国のそう
いふ御理解にもかかわらず、困つてお
るのだからせつかくの御親切なら、金
を五年くらい年賦によつてその納付
ができるような特別の措置を講じても
らいたいという陳情が行われておる。
これに対して、政府は一体どういふお
考えを持つておるかということ十日
前から伺つておる。土曜日にもこの問
題に触れておる。ところが本日に至る
までまだ何の回答もございませぬ。こ
れは一考どうしたことでございませぬ。
しかも期間が限定されておる。こ
れは、国会において、議員が再三にわた
つてそういう質問をしても、何らそれ
に対する必要な資料の提出もなければ、
また調査の結果に基くあなたの意見の
御開陳も行われていない。一体あなた
は、われ／＼がここで要求するそれぞ
れの問題についてどういふふうにお考
えになつておるか。即興や思ひつきで
質問をしているのじやない。業者が思
ひ余つて寄り／＼協議をして、組合の
決議をもつて、しかも地方自治団体の
意見書まで添えてここに要請をして来

ておる。従つて、私は国民の名にお
いてあなたに謝罪、あるいは意見を求め
ておる。再三再四にわたる質問にもか
かわらず、その回答を遷延してこれ
を行わない。これは一体どういふこと
ですか。そしてまた、その問題は一体ど
んなふうに進んでおるのか、この点に
ついて伺ひたい。

それから開業銀行の問題についても
同様でございませぬ。中小企業者が、
つてそれ／＼の重要産業再建のために
融資を受けた。ところがそれがその後
の不況のために、かつて受けた金を返
済することができないで、そのこと
が中小企業経営の大きな不振の原因に
なつておる。これを救済するために政
府、議會も考えなければならぬが、
それを考えるための資料として、一
戦後行われた大企業に対する融資の残高
など、中小企業に対する融資の残高が今
どういふ経緯をたどつており、しかも
その見通しがどうであるか、この資
料の提出を求めておる。ところが
これまた今日まで御提出になつていな
い。少くともわれ／＼委員がここで質
問したり、資料の提出を要求したりし
たことは、当局において最大能力をあ
つて、その翌日の委員会にこれを提出
するだけの誠意と熱意があつてしかる
べきだ。本日私がこういう苦情を申し
述べたことはまことに遺憾であると思
ひます。これに対して政務次官は何と
考えておるか。

それからまたこの委員会に大蔵大臣
はちつとも出て来ない。大蔵省所管行
政について、毎日こういう熱烈な討議
が行われておるのに、大臣がちつとも
出て来ないとは何事であるか。私はこ
の点について、千葉委員長に善処を促

す。管財局長、政務次官の御答弁を求めます。

○愛知府委員 大蔵大臣は本日問もなくこちらに参ります。遅れたことは申訳ありませんが、ただいま間もなく参るはでありません。

それから御要求の資料につきまして、ごもつともございませうから、まだ出ていないものがあるようであり、至急督促をいたします。それから今の銀行関係の資料は、明日午前十時までに御配付申し上げます。

○春日委員 管財局の資料はいつですか。

○阪田政府委員 中小企業の機械の交換の問題につきましては、この前お尋ねがありましたときに申し上げたのでありますが、御承知のように、国有財産法、あるいは国有財産特別措置法の規定によりまして、一定金額以上のものは延納措置がとれることに現行法上なっております。扱いといたしましては、三十万円以上の金額になる場合にはできません、特別の重要な産業の用途に充てられるというようなものにつきましては、二十万円以上の金額になるものについても延納を認めております。延納期間は、普通の場合には五年であります。やはり特別の用途に供するような場合には、十年というふうなことになるかと存じます。そういうふうなわけでありまして、現在の法律の扱いといたしましては、延納はできることになっておるわけでありませう。ただ、御説のような場合は、金額の問題、あるいは延納の担保の問題、その他の問題で具体的に財務局、あるいは財務部と業者の間に話がつきかねる、こういうことじやない

かと私ども想像いたしておるわけでありませう。それで、具体的な問題となつておる事情を現地に問ひ合せまして、個々の實際に依つて解決をつけて行きたい、このように私どもは考えておるわけでありませう。

○春日委員 私が十日ほど前に申しました意見というのは、この法律による、大体これはケース・バイ・ケース、その実情に従つて延納の特例を認めるようなことになっておる様子でございます。ところが、彼らに要請をしておりますところのものは、これは一般的な問題として、すなわち何千件にわたるか何万件にわたるか知りませんが、今回全国にわたるが連合軍の好意によつて賠償機械の払下げを受けて、古いものを新しくした。この新しい事態がここに発生をした。この新しい事態たるや、その国有財産処分に関する法律ができたときには、こういうふうな事態を想定しないでその法律ができておる。従つて、この法律でもつて新しい事態を律することにはやはり多少の無理があり、あるいは実情にそぐわない面が、その施行細則なり、あるいは本法の中においてもいろいろ指摘されておられます。従いまして、それによつてこそ陳情が行われておるのであります。そこで、あなたはその陳情書をお読みになりましたか、なりませんでしたか、この点をお聞きしたい。

○阪田政府委員 ただいまの交換の差金の問題であります。中小企業の機械の交換の問題といたしましては、原則として同種の、また価格におきましても相応した機械を交換する、こういうふうな建前でございます。従いまして差金は出ない、出るにしてもあまり

大きな差額は出ないというのが普通の状態でございます。そういうような意味におきまして、一般的に非常な大きな処置に困るような差金が出るということとは、今度の問題につきましまして、想定してはなかつたわけでありませう。ただ、やはりかなり高価な機械になりますと、その差額も相当な額になる場合が出て来る、こういうふうなことでありますから、やはりさうな場合の措置は、個別的に伺つて、現場で措置した方がよいのではないか、このように私どもとしては考えておるようなわけでございます。

○春日委員 それは違います。価格につきましましては、相応のものにとりかえ、従つて差額金というものは出ないというふうな、あなたは原則としてはお考えになっておるようでありませうが、そうではない。その賠償機械というものを払い下げる価格の決定というものは、価格評定委員会が審査委員会が独立の審査をもつて、その価格の査定決定を行います。それから古い機械については、それもまたその価格査定が行われる。古い機械の価格決定は、おのずからスクラップの価格になつて参る。新しい機械の価格については、おのずから市価の価格になつて来るということはいはなみがない。市価より幾らか安い価格になることはありませうけれども、しかしながら、それは古い機械、がた／＼になつた機械と、かつて軍需工場で使つた精密無類の機械とが同じような価格で査定されるというケースを現在はまだつてないのではないか。それとも政府の方針、あるいは連合軍の方針というものは、形が同じであれば、それはただかえる

といふのが趣旨であつたのか。もしそうであるとしたら、現在のあなたの方針は、連合軍の指示した方向とは違つた執行をしておることになる。従つて、あなたの方はもう少し彼らの陳情書を読んでいただきたい。価格評定委員会によつて定められた価格が違つておるから、その差額というものがおのずから出て来る。その出て来る差額が、三十万が、四十万が、五十万が、あるいは百万が、大きなものは二百万にわたる価格が査定されて出て来る。その金を払うことができないから何とかしてくれという陳情は、これは当然であります。あなたのおつしやるように、形さえ同じであれば、がた／＼でも、スクラップのようなものでも、精密無類のものでも、同じような価格でこれを評価するというのがある。そこにあるとすれば、連合軍の指示もいたしますが、一体問題はどちらでありますか、御答弁願います。

○愛知府委員 先般来、この問題につきましましては、春日委員から再々御質問がありましたことは、私もよく承知いたしております。それは当面出ているところの陳情書に關連して、ケース・バイ・ケースに処置できるものは、ただちにケース・バイ・ケースの問題にできるだけの沿うな処置をいたそう、こういうふうな考えを打つて参つたつもりなのであります。ただいま御指摘の問題、それから従来の経緯に徴して、もう一度考え直す点がありはしないかという点につきまして、とくと研究いたしまして、私どもの態度を決定したいと思ひます。

○春日委員 先般虎ノ門公園事件にお

きまして、私どもの党の井上委員の質問に端を發して、緊急省議が開かれて、翌日の問題の処理がされたという例もございませう。従いまして、この問題についても本日緊急省議を開かれて、御承知の通り、これは二週間以内にお金を納付しなければならぬということ、現実にはその交換が進捗中でございませう。従つてこれはいたずらな遅延を許す問題ではございませう。ですから、この機会にひとつ緊急省議を開かれて、明日、あるいは明後日の本委員会等において政府の態度が明確に示されることによつて、全国に中小企業者の要望が何らかの形で達成されるようにとりはかられんことを強く要望いたしまして、質問を終ります。

○千葉委員 塩業法の問題につきましましては、他に關連の質問がございませうけれども、この際大蔵大臣に対する御質問を願ひたいと思ひます。佐藤委員。

○佐藤委員 大蔵大臣はなか／＼来られませうので、きようはできるだけ時間をさいてわれ／＼の要望に依つていただきたいと思います。

実は、昨日も開發銀行の問題が出ましたが、この外資導入につきましましては、一体どのくらいの予定で外資を導入するのであるか。戦争前にタイの国がイギリスの経済に支配され、フィリピンがアメリカの経済に支配されていたことは御承知の通りでございます。わが日本は、今日独立したと申しましても、アメリカの占領下にあるようなものであります。将来日本が独立国として立つて行くには、この経済の問題についての自立経済ができなければ

ば、日本の独立という事はできないのであります。そういう点、大蔵省は外資導入について一体どれだけの計画を持ち、どういう考えを持ってやっておられるかという事を、ひとつ大臣から御答弁を願いたいと思ひます。

○小笠原国務大臣 たいま外資導入につきまして具体的話の進んでいるのは、佐藤さんも御承知の例の火力発電に対する四千ドル余のものであります。これは昨日参議院の方の本会議も通りましたので、近く政府が保証することになつておりますが、大体七月中に話がまとまると考えております。そのほか水力発電につきましては、三箇年におつて約一億二千万ドルを申し込んでおりますが、これはまだ十分な話合いがついておりません。一応向うに資料を出して話をしてみようのであります、そのうち五、六千万ドルは相当話が進んでおりますけれども、まだ具体化したしておりません。それからあとと分、たとえば愛知用水の問題であるとか、そのほかの問題についても出してありますが、これはまだ向うとの話合いが軌道に乗つておりません。現在のところでは、大体電源開発を中心とするものと火力発電のもの、これだけが話合いになつておる次第であります。御参考までに申し上げておきますと、現在日本が米ドルで九億数千万ドル持つております。しかしこれは佐藤さん御承知のように、大体いつゆる特需といわれる分の一年ちよつと分くらいしかございませんで、やはりじきになくなる——なくしては困るのでありますけれども、そう大きな金額として依頼するわけにも参りませんので、できるだけ外資導入が、筋が立

つて世界銀行等から入れ得るものは入りたいと考えておりますが、現在のところではそんなふうな段階でございませぬ。

○佐藤(勲)委員 われ／＼は日本の産業の興隆を考えますと、外資の導入のことについては、将来に向つていろいろ考えなければならぬ点があるかと思ひます。最近問題になつておりますM S A援助と外資の導入の関係について、大蔵大臣はどういうふうにお考えおられるか、御答弁願ひたいと思ひます。

○小笠原国務大臣 実はM S Aの内容については、まだ私も何にも承知いたしておりません。ただ鐵理はこの間M S Aを受諾したいというふうなことを申されておりましたが、また向うと今度話合いをするところになつておるのではありませんか、どういふ程度のお金で、またそれがどういふふうなものかということについては、まだ内容は明らかでございませぬ。明らかになりませぬば意見を述べることができると思ひますが、率直に申し上げて、まだ内容は承知いたしておりませんから、この際意見を申し述べることがはちよつとできない事情でございませぬ。

○佐藤(勲)委員 次に、金融、あるいは銀行問題について大蔵大臣の答弁を願ひたいと思ひます。今中小商工業者、一般の国民は、税金の高いのと、もう一つは現在金融面について非常に苦んでおる。最近の不渡り手形の問題、あるいはやみ金融の問題、その他一般の人々が金融難に悩んで、相当の大きな商社もつぶれそうになつておるという事は、大蔵大臣御存じかと思ひます。しかるに現在特殊な地位にあ

る日本銀行が、こういう問題についてのどのような処置をしておるのか。日本には大蔵大臣がなくて、日本銀行の總裁があるかのような面が新聞などに発表されるわけでありまして、一体大蔵大臣は日本銀行を監督する責任があるのであります。そういう点についてどういふお考えを持つておられますか。

○小笠原国務大臣 大蔵大臣は、仰せのごとくに日本銀行を監督はいたしませんが、今は日銀政策委員会というものがあつて、そういう問題は必ずこの政策委員会の議を経ることになつております。これはつと以前の、政策委員会ができました前の日本銀行と大蔵省との関係とは違ふことは、制度の上でよく御了承のことと思つておられます。しかし今仰せになりました不渡り手形等の問題につきましては、一万田總裁をこの間呼びまして、よく事情を聞き、適当な処置をとつてもらつたように話合いがございませぬが、週日聞きましたところと私どもが調べておるところとでは、枚数においても金額においても著しくふえておる状況ではございませぬ。しかしながら、朝鮮事變があつたやうに休戦の見通しが濃くなつて参りましたこと、それに基いて、幾らか前途の注文に対する不安を感ずる向きもございませぬし、それからまた多少予算上の措置が遅れておるために、出るべきものが出ておらぬ。一例をあげますれば、中小企業金融公庫法案も、この前通つておると百二十三億の金が突は出ておるわけでありませぬ。そういうものも出ていないといつたやうな事柄等もあつておると思ひ

ます。しかし佐藤さんも御承知かと思ひますが、最近破綻を示しておる大きな方の会社の例を見ますと、一口に言へば、これは相当経営がずさんです。ずいぶん乱暴な経営をやつておつて、はなはだしいのは、帳面に付けていない債務が資本金の三倍にも達しておるといふやうな乱暴な経営をやつておる。そういうこともあつて、これらについて私もよく見ますと、実はあまりよそへ波及するようには考えておりませぬ。また全般的な問題でないことは、個々の会社の事例で大体ごらんを願つておると思つておられますが、御承知のように、大体大きい企業はみな中小企業の下請とか、いろいろ／＼な関係を持つております。その余波が及んで行きますので、こういうことをできるだけ防ぎたい。かように考えておるわけ合ひであります。まだ一般問題となるほどの状況ではありませぬが、しかし週日申しましたやうに、経済界というものは一つの有機体をなしておるのでありますから、一角に起つて来る波がほかにも及ぶということもあつておる。その点については十分注意し、また日銀の方とも連絡をとつて、誤りのないやうにいたしたい、かように考えております。

○佐藤(勲)委員 大蔵大臣は、最近通産大臣から転任になつたばかりでございませぬので、いろいろ／＼からぬ点があると思ひますが、実は戦後一番景気がいいのは、やはり銀行の建物で、それから警察、税務署ですが、これはほとんど国民の背血をしぼつてやる役所でございますが、どこに行つても目抜きでございませぬ。この場所には銀行があるという有様で、この委員会でも同僚委員からたび／＼

指摘されましたが、少くとも銀行がある大きな建物をつくり、各所至るところに支店を設けておることは、おおうことのできない事実であります。こういう点で、銀行の建物はよくなるけれども、大衆は金を借りることができず、中小会社は倒れて行くというものが日本の現状でございませぬ。そういう立場からして、われ／＼は銀行がこういふやうな利益を上げておるとするならば、一体大蔵大臣はこれを国家管理、あるいは國營に移す意思があるかどうか、この点ひとつ大臣のお考えを承りたい。

○小笠原国務大臣 私どもは、銀行その他を國營に移すというやうな考え方は、全然持つておりませぬ。なお今仰せになりましたが銀行の建物が相当できておることは事実でございませぬ。これは戦災によつてほとんど全部こわれのち、それを修理したものが大体多いと思ひますが、最近においては、支店などは新しく許可しない方針をとつております。また建物等についても、特に必要な程度にとどめ、華美に流れないやうにということには注意いたしております。もつともその注意が遅れたじやないかと問われれば、それは遅れたかもしれませぬが、そういうことは特に注意いたしております。それから背血をしぼつた云々というやうなお話がありましたが、銀行というものは、御承知のごとく預金者と、それからこれを一般に貸し出すことによつての利益から成り立つておるのであります。金融資本に対する御不満の点もあるかと思ひますけれども、しかしこれは預金者の金を需要者のために運用するその差益でもつて運用しておる

のであつて、やはりこれはきわめて正しい公共的意味を持つた營業であるといふふうには私も考へておる次第でございます。しかし公共的性質を持つておるだけに、これらの公共性にもう少し進めて参らうように、今後ともこれを進めて参りたい、またでき得るだけ指導して参りたい、かように考へております。

○佐藤(勲)委員 われ／＼は、少くとも銀行の社会性というものを考へておりますので、資本主義を諷刺される大蔵大臣にいくらそんなことを言つても馬の耳に念仏です。これ以上申しませんが、ただ現在中小企業に対する金融というものが非常に不足しておることは、これはいくら大蔵大臣がいろいろ答弁されても、最近のやみ金融の事実を見ればわかるわけでありませう。そこで国会における大蔵大臣の演説の中にもございましたが、もつと国民金融公庫、あるいは中小企業金融公庫なども拡充して、思い切つて国家の資本を出して、徹底的にこういう方面を救う意思があるかどうか、この点について大蔵大臣の答弁を願ひたいと思ひます。

○小笠原(國)大臣 中小金融は、日本の中小企業的重要性からきわめて大切でございます。その点につきまして今お話ございましたが、大體銀行を調べてみますと、いわゆる六大銀行とか、あるいは都市における大銀行につきましては、従来中小企業に対する貸出しが二割五、六分に達しておつたのが、最近では一割八、九分に減少しております。従つて私どもは、これをもう少し出してらうというぐあいを進めておるのであります。それから地方銀行

についてみますと、大體その三割というものは中小企業に出しております。これは地方銀行の性質上そうなつておると思ひます。この方は、金額におきましてはあまり減つておりません。それは、もつとも貸出量から見ますと大きいもので、おそらくこの両方で六千億以上に達しておると考へております。それからあとのものにつきましては、国民金融公庫、これは出資をやりましたり、資金運用部の金を出したり、あるいは預託をいたしましたりして、いろいろ／＼なことでこれを働かしております。さらに中小企業のいわゆる商工中金というものにつきましては、これは御承知のごとく相当出資も多し、さらに預託等も増加しております。さらには御承知の通りと思ひます。それは中小企業金融公庫は、昨年御提案申し上げたのは、たしか政府の出資が三十五億、それから資金運用部の金が五十億、八十五億であつたと思ひますが、今御提案申し上げておるの

は、出資が八十億、それで資金運用部の分が二十億、こんなぐあいになつておりました。内容においてはよほど改善されております。これは佐藤さんに説明するまでもなく、その八十億という出資は無利息の金でありますから、従つて内容はよほど改善されております。そのほか開発銀行から引継ぐ分もありましたので、当初において百二十三億円を貸出すことに相なりますが、あまり貸出して足らぬ場合は、もちろんそれに対する措置をとりたいと思つております。私どもこれで足りると思つておりましたが、今の財政投融資の關係から申しますと、初年

度においてはこれくらいいいのではないかと考へております。しかし次年度等に必要に応じてこれを増額して、中小金融の円滑化に努めたい、かように考へております。

○千葉(義)委員 佐藤君にお諮りしますけれども、大蔵大臣に対する質疑は非常に多いのですから、なるべく簡単に……

○佐藤(勲)委員 あと減税問題だけを一つ伺ひたい。政府は盛んに減税々々といわれておりますけれども、われわれが選挙区に帰りまして、一番大きな問題は税金の問題であります。従つてこの税金がえらいといふことは、国民一般が身にしみて知つておるわけでありまして、こういう点について、大蔵大臣は、税法について根本的にかえる意思があるかどうかという点が第一点。

それからわれ／＼が受ける陳情の中で、大蔵委員会が一番心配しておられますのは物品税の問題でございます。これは今七十二種のものだけがつかつておりました、あとのものはだん／＼減らされて参りましたけれども、この二百億のために中小企業者は困つておるわけですね。このために、物品税を廃止する意思があるかどうか、これが第二点。

第四点は、御承知の通り今平衡交付金の問題とか、あるいは地方が非常に財源に困つておりました、大蔵省にもいろいろ注文があるわけでございます。そういう点について、地方税と国税の問題について、もう少し根本的に調整する意思があるかどうか、この四点についてお尋ねいたします。

○小笠原(國)大臣 税制の現状は、私も改める必要があると思ひます。それで今度中央地方を通じての根本的税制の一大調査会をつくりまして、最近に発足して、いろいろ／＼その方の協議をいたしました。その結果に基いて、税制の根本的改革をやりたいと思つております。いわゆるシャープ勧告に基づく税制というものは、よい点もたくさんございましたけれども、同時に日本の現状に合はぬ点もあるものであります。特に、たとえて申しますれば、固定資産税のごときものは、町村でとる、そこでたゞいま大きな工場のあるところは、非常に大きな財源を得ておるが、すぐ隣の工場がないところは、何も財源がないので、住民税その他に非常に不公平なことが行われておる、これは一例をおあげるのでございますが、そういうようなぐあいでございます。少し日本の現状に合うものでせひやりたい、かように考へておる次第でございます。

次に、税制に対して、いろいろ／＼今の税金の賦課について苦情がある、このことは私もよく聞いておりますが、御承知のごとくに、所得額の低いものに

だん／＼税を減免するという方法をとつて、今度も納税すべき者の額を若干高めて、従来から申せば、そこまで行かなかつたのであります。今度は月額一萬五千元、大體年取十八万円までは税がかからぬようになっておるといふぐあいに措置いたしております。もつとも佐藤さんからいふと、ではついでに二十四万円までやれといわれるかもしれないですが、そうすると、実は九百億ぐらい税収の不足を来すことになるので、私どもは一応この程度にしておりますが、いづれにしても、低いものをやるといふ考へで、減免する措置をとるつもりでおります。

さらに累進的のものはどうなるか、これはさうなぐあいにしておりました、この前の税制でも今度の案でも、累進的に、以前に比べれば高所得者によけいに払ふことになつておること、今度の改正案を見てもよくわかることと思つております。そんなときになぜ富裕税を廃止するのとお尋ねでございます。富裕税ということ所得というものは一致しません、富裕税で払いにくいものが相当あります。のみならず、この前はたしか十一億が十二億しか税収がなくて、徴税費とちがひが多くなるかわからぬといふので、私どもはむしろ所得税で行くのがほんとうであるといふ考へ方から、そういう形式的な富裕税を廃止する、富裕税というのと何だか富裕らしく見えぬのであります。実はさうではないのだから、収入の伴わぬさういふものはやめたらよからうといふので、廃止することにした次第であります。

物品税についてのことでありまして、物品税は今仰せになつたように、

でき得るだけこれを減して参りまして、近ごろは当初の物品税に比べますと、品目が非常に少くなつてゐることは御承知の通りであります。但し、これも漸次そういうふうになつて少くなる、減らす方、あるいは免する方に持つて参りたいと思つておられますが、これは税取その他の関係もありまして、一氣にそこに持つて行けぬ状態にあるのであります。

地方に対する平衡交付金の問題であります。今申し上げました税制の財源が偏在しておる点で、非常に公平を欠いておる点が少くないように思ひます。従いまして地方税の、いわゆる中央地方を通じての改革をやりますと、この改正に基いて、平衡交付金をもう少し公平に持つて行けるようにいたしたい、かように考へておる次第であります。

○千葉委員 閣連質問をいたします。○本名委員 大臣にちよつと伺いたいと思ひます。この委員会もほとんど毎日のように開かれております。開くたびに必ず中小企業の金融問題が取上げられます。今も佐藤委員から詳しいお話がありまして、私は重軌を避けたいと思ひますが、先ほど佐藤委員は、大臣は資本主義に立つて中小企業の問題を取上げておられるとかなんとか、えらい言葉で言つておられましたけれども、一向取上げておられないだろつと、意味のことを言つておられたのであります。そこで私は、大臣の根本のお考えを伺いたい。実はいまさら一中小企業金融対策をどうするといつても、御答弁は、大臣初め各政府委員みな同様の御答弁である。それでは中小企業

者、零細国民は納得しない。私はそこで大臣の端的な、ほんどうの腹の中を開きたい。中小企業に対して、政府として一体どういう心構へで対処するか。わかりやすく申し上げれば、元の大蔵大臣は非常にうまいことを言つた。りつばな標語を掲げて、国民の前に中小企業対策を訴へた。それは貧乏人は麦を食へ、あるいは中小企業者は五人や六人は死んでもかまわない、こういう言葉は、内容は私どもは絶対反対であります。こういう言葉こそはなか／＼うまく腹の中を表現されたのだと思ふ。大蔵大臣も就任以来一箇月余でございます。今日のこの巷間の苦しい中小企業の実情を眺め、また委員会その他の会合において盛んに訴へておられるこの言葉をお聞きになつて、池田さんの標語にまさるとも劣らない端的な大蔵大臣の腹の中を、お話し願ひたい。

○小笠原國務大臣 もしそういう言葉で端的に現わすならば、中小企業者を全部立ち行くように、全部繁栄に持つて行くように行きたいというのが、私の根本の考え方でありまして、私も進めておるのであります。

○本名委員 敬愛する大蔵大臣から、非常に満足するお言葉をいただきました。しかしながら、実政府がなされたよとする施策が、はたして今のお言葉通りに行くかどうかといふことです。今日の状態からいまして、貸し出し資金をふやせとか、あるいはその他の財政操作をもつてもつと額をふやせといふような要求は、今後においてもなされると思ひます。一例をあげますと、国民金融公庫の取扱ひの突進を

見ましても、一件平均当りの貸出額といふものは、だん／＼ふえて行つておられます。こういう状況でありまして、せつかくの政府のこの支出というものが、ほんどうに大臣の今のお言葉のよきな態度で貸出しをなされるならば、貸出額もふえて、しかも銀行やその他正規の金融機関から借りるだけの能力や、あるいはそのい／＼な条件を持たない国民に対して、もつと安易に貸し出し得るような対策をとられなければ、せつかくの親心も無くなると思ひます。そこで私は、国民金融公庫の今度の改正案は、一応今後お伺ひしてから、賛成いたすなり反対するなり態度をきめたいと思ひます。大蔵大臣の今の御説明のごとく、ほんどうに今後の庶民金融、あるいは中小企業金融に対して、絶対にこれが実現できるよきな、全うし得るよきな態勢をおとりたい。ただきたいといふことを希望いたしました。次の方が待つておられますから、私は終ります。

○千葉委員 閣連して島村君に許しになりますので、私は大蔵大臣の御所見を伺いたしたいと思います。中小企業の金融難につきましては、各委員からお聞きの通りで、いまさら、申し上げる必要はないと存じます。しかるに先般政府関係の金融機関において、ストライキが起つたという実情につきましても、大蔵大臣御承知のことであろうと思ひます。いかでありますか。

○小笠原國務大臣 私実はまだ聞いておりませんが……。

○島村委員 これは簡単なようで、なか／＼簡単な問題でないと思ひますので、大蔵大臣はひとつそれを取上げて、御研究をいただきたいと思ひます。とにか私どももたいしたしましては、一般の金融機関に頼るべければならぬと存じます。なるほど労働問題として、取上げたい問題もあつたかも知れません。しかしながら、この公共性を十分に認識しておられなければ、あおいう態度に出られないはずである。これに対して、将来どういうように対処されるか、この御意見を伺つておきたい。

○小笠原國務大臣 ただいま聞くとこのように、一日だけストがあつたところでございませうけれども、業務には何ら支障なくやつたといふことでございませう。しかし仰せのごとくに、さうなことは、こういった中小金融に携わる者として、まことにおもしろくないことと存じますので、今後厳重に監督いたしたいと存じております。

○島村委員 ただいまの御答弁を伺いますと、大蔵大臣はなるほどその実情をごらんになりませんが、あるいは業務にさしつかえなかつたとお考えになるかも知れません。しかしそれを實際に見て参りました私といたしましては、決してその言葉をもつて満足いたしません。なぜかと申しますのに、中に入ることを絶対に禁ぜられたというよりも、じやまをされた。そうして機を一つ持ち出して、街頭において、お答へ、御用があらまればといふことでありませう。しかしながら少くもあそこへ参ります者は、預金には参りませぬ。国民金融公庫の事業でございまして、それを街頭において受け付けますと

言ひましても、お互い借金に行きます場合には、なるべく人に聞かしたくない、見てもらいたくないといふことはい、人情であります。それをお客が御用があればこの机のところへ来いといふそういう態度が、政府機関としてとるべき態度であるが、私は非常に憤慨にたえない。幸いに業務に支障がなかつたといひますれば仕合せであります。おそろく業務に多少の支障があつたといふことは、想像に余りあるのであります。これらに対しまして、大蔵大臣は監督の地位にあられますので、どういふふうに対処して行かれるか、もう一べん伺ひたい。

○小笠原國務大臣 今仰せのごとき事実を、私は実は今までまつたく報告を受けていなかつたのであります。さういふ事実があらまれば、まことに遺憾千万であります。従いまして、今後十分に庶民金融の責めを果すように注意し、監督することいたします。

○島村委員 大体大蔵大臣のお考えの見当がつかまつたので、それ以上私は追究を試みようとは考えませぬ。しかしながら、中小企業を対象としこの金融機関でありますので、これらの業務の遂行につきましては、十分深くお考えをいたされたといふことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○春日委員 三點ばかりお尋ねいたします。やはりこれまた自立経済並びに中小企業振興に関する問題についてであります。結局今、日本の経済が当面しておられます。この危局を打開するためには、税制の改革もありませんし、金融対策もありません。いろいろあります。所詮は、有効需要を喚起する、つくつた品物が売れる態勢を

政府が考へるところに、問題のキー・ポイントがあらうと思ふのであります。ところが有効需要の喚起の方法としては、まず購買力を確保するの措置ということになりましよう。たとえば農民の購買力は二重米価制により、あるいは一般勤労大衆の購買力は、人事院の勧告するペースの実施とか、あるいは夏季手当云々というようになつて参りましよう。こういう国内の有効需要を確保する措置は、政府は全然とつていない。それならば、一体海外の輸出の有効需要という問題について、政府は何をやつておるかといへば、先般あなたの本会議における「前提だ」と呼び、その他発言する者あり。そこで私はお伺いしたいのであります。海外の貿易を振興する、東南アジア貿易の振興というお話がありました。が、現実には、私は何らなされてないのではないかと考へられる節々が非常に多いのであります。先般、あなたが通産大臣当時であられました。たとへばフィリピンにおいて、インターナショナル・フェアがありました。そのときに、西ドイツその他世界各国が生産品をそこへ陳列をして、自分の國の製品はこれであるから買つてくれという大きな宣伝が行われておりました。ところが日本だけは、そこに何も日本館というのはない。そこで私は在外事務所その他に寄つて聞いてみると、これについては通産省に対して、こういうよい機会だから、この機会を逸することなく、ひとつ日本館をつくれ、こういう要請が業者からも行われたのでありますけれども、政府は予算がないとか何とかいうことで、結

局その輸出ルート再開の好機を逸して、日本館だけがインターナショナル・フェアになつた。せつかく政府がフィリピンと商売を始めようといつても、本年一月に何年ぶりかで開かれたインターナショナル・フェアに参加の機会を逸したといふことは、口には貿易再開、あるいは東南アジア貿易云々といつたところで、現実にはそういうような事に臨んで機宜の適切な処置を果してないのであります。あるいはパキスタン貿易についても、これは昨年の十二月に日パ協定が満期になつてしまつたが、少くとも十二月三十一日に満期になるとすれば、十月か九月ごろからいろいろと交渉して、引續いて一月一日から商売のできるような態度をとらなければならぬ。ところがこの問題は、御承知の通り一月になつても二月になつても、十二月に満期になつたままその問題はすえ置かれて、その間において大きな問題が起き、その間それが世界の棉花、綿布の恐慌の一要素になつていたことは御存じの通りである。こういうように尽すべきところを全然お返しになつていない。さらにまた中共貿易についても同様であります。總理大臣は、これは全然見込みはない、かりに期待したところで大したことではないといつておられます。少くとも商売というものは、買つてくれ、買つてくれといふ努力をしなければならぬ。ところが中共には四億何千万人といううな大きな購買力がある。ところが、こんなものは商売をやつたつて大したことではないと一國の總理が頭からそういう態度で臨んで、はたして中共貿易が立つて行けるかどうか。たとへば總

理大臣は、中国貿易というのは、戦前は満洲を含んでおつたというが、今日この中共貿易、それから南方貿易、特に東南アジア諸地域は、これは社会党の政権でありますので、あるいは自由党の政権を彼らは相手にしないかもしれない。しかしながらその過程においても、なおかつ實際的にそんな商品見本市があつたときには、どん／＼その機会を逸することなく適切な処置を講ずべきであると思ふが、政府は固にやる／＼といつておりながら、何もやつていない。これでははたして今日の中小企業の救済、あるいは経済のこのパニック寸前の姿が、あなたの方によつて救済できるかどうか、これに対する見通し並びにその対策いかん。それからもう一つは、今の日銀政府委員会、ここにおられるのは、一万田さんだとか、宮島さん、岸さん、中山さん、いずれも大財閥、大金融家、あるいは特権金融者、大蔵省の代弁者、こういう人たちがであります。少くとも日銀というものは、これは國のためにある金融機関であり、國の金融機関の総元締めであります。従つて日銀というものに依存をすところの者は、これは中小企業も含まれ、勤労大衆も含まれなければならぬ。従つてこの日銀の金融政策というものは、中小企業者の意見、勤労大衆の意見があわせてその政策の中に盛り出されて来なければならぬと思ふ。その場合に、その政策を決定する日銀政策委員会の中に、中小企業者並びに勤労大衆が入つていないといふことは、そのことは勢い日本同僚諸君が指摘しておるように、大企業偏重の金融一辺倒の道をたどつて行く

ことは当然であります。従つてこういう政策を是正するために、今日あらためてこの日銀政策を委員会の中に労働者大衆の代表、あるいは中小企業者の代表を加える意思ありやなしや、この点御答弁を願ひたいのであります。それからもう一つは、外資導入の問題についてであります。外資導入の問題は、今回四千万ドルの問題が解決したけれども、実際においてあなた方がとつておられるところのウェットといふものは、再軍備の外資導入に重点が置かれて、一般的に平和産業に対する外資導入については、なお等閑に付せられておられるのしりを免れがたいと思つて参つたのであります。インドにおいては、イリゲーションのためにポイント・フォアの一億何千万ドルが入つておる。あなたが提唱しておられるところの愛知用水なんかは、ポイント・フォア計画の六億ドル資金を對象として交渉すれば、必ずしも輸出銀行や開発銀行とかいふものを對象としなくても、なおかつこれの解決の道ははかり得ると思ふ。ポイント・フォアもあり、エカフエもある、その他東南アジア開発——日本を含めたアジア開発計画の世界主義計画といふものはたくさんあります。これは同時に並行的におやりになる必要があると思ふが、これに対して政府はどういうような交渉を行い、どういふ見通しの上に立つておるか、その点について御答弁を伺いたい。もう一つは、現在の商業銀行が大企業に融資を偏重して、中小企業に非常に少いといふことは、金融のデーターが正確に示しております。このことが非常にいけない。大企業資金という

ものは、庶民の預金がそういう資金プールをつくり、その資金が大企業に流されておる。中小企業が借りたに集められた金が、商売がたきである——商売がたきでないかもしれませんが、對稱的立場にあるところの大企業に流れて行くことは遺憾であります。従つてこれが社会問題になり、政治問題になることは当然であります。従つてこれに政治的規制を加える方法として、すなわち商業銀行が融資をしようとする場合に對するものの比率を一応法律によつて規制することができると思ふが、そういう問題について、今中小企業者の不平を緩和し、あるいはまた合理的妥當な金融政策を打ち立てて行くことのために、法律によつて商業銀行の融資の比率を規制する意思ありやいなや、この問題をひとつお伺いしたい。最後にもう一点伺いたいのは、税制の問題であります。附加価値税の問題は、現在の税制はシャープ勧告を基案としておると思ひますが、そのシャープ税制の背景をなすものは、実に附加価値税であります。ところがその附加価値税は、社会党左右両派だけが反対をして、改進黨、自由党が御賛成なさつて法律化された。ところが、これは日本の実情に沿わないといふことで、本日まで実施に移されていない。ところが今日の税制は、シャープ勧告によつてもたらされたものである。しかも税制の背景をなすところの附加価値税は実施されていない。従つて現在の税制は、背景のないぐにや／＼人間が歩いておるような形である。そのために、中央の税制を混乱に陥れる

ことは当然であり、これが実態であり
ます。また、できないし、附加価値税を
法律で認めて、アメリカの強権に對し
ては、まるでパンパン的にこれに追隨
して、しかも實際的にはこれを実施も
しないで、中途半端な税体系を今日
で国民に押しつけて来た。その結果、
今日このような大企業といわず、中小
企業といわず、一般勤労大衆といわ
ず、この税に對する不平不満、そのこ
とから来た経済的混乱、生活の窮乏、
こういうものがもたらされて来てお
るが、この附加価値税に對する処置を
含めて、税体系の整備をするというた
めに、緊急すみやかなる処置が必要で
あると思うが、これに對するあなたの
所見いかん、以上四点についてお伺
したい。

○内閣委員 議事進行について發言を
求めたい。——実はこの委員会に法律
が五十ほど出ております。今まで大蔵
大臣はなか／＼お見えにならぬ。また
資料もなか／＼出て来ません。これ
は、私は審議はどうかと思うのであ
ります。大臣に特にお考えいただきたい
のは、委員長が千葉さんでありまし
う。それでいいのかわるのか、私はあ
すから連日大臣にお出ましいたきた
いというのを、ひとつ委員長から申
し上げていただきたいと思うのであ
ります。

きようは、この委員会は午後からま
た続いてありますし、ことに午後は外
部の人を呼んでおるのであります。か
ら、午前中はこの程度でひとつ休憩し
ていただきたいと思うのであります。
○小笠原國務大臣 最初内藤さんにお
答えしますが御承知のように、衆参兩
院に予算がかかつておりますので、

予算委員会に連日出ておつて、私はな
まけて出ないのじやないということ
は、内藤さんが一番よく御承知だろ
うと思ひます。従ひまして、本日は午前
たま／＼予算がございませぬのでお伺
いたしました次第で、その点はどうか御
了承願ひたいと思ひます。

次に、春日さんの御質問にお答えを
いたします。まず第一の南方開港の問
題でございませぬが、御承知のごとく
イリピンのごときは、まだ賠償問題その
他各種の問題の案件があつて、特に
イリピン人の感情問題等も相当悪化し
ておるときで、まだそういう時期でな
かつたというように私は了解してお
ります。今後そういう機会は、怠らず努
力することになつたと思ひます。

そのほかの問題につきましても、大
分たくさん問題があります。日銀
の民主化への問題でございませぬが、政
策委員各位は、それ／＼個人的立場で
なく、公平な立場で、各種の利害を代
表されて御發言になつておると思ひま
すけれども、なおおつしやる点はよく
くむことと思ひます。

を要することと考えております。
さらにその次に、中小金融への商業
銀行の態度についてのお話でございま
したが、これはさつきも申した通り、
地方銀行等は相当努めておるのであり
ます。割合大会を中心とした銀行
行が少く貸出しの率が減つておるの
で、その点に對する努力方を願ひ
り、勤めておる次第でございませぬ。そ
れでは、法律でどこへ何割貸すときめ
るかどうかという考えは、実は持つて
おりませぬ。

その次に、税制のごとでございま
したが、これは先ほどちようど御答弁申
し上げました通り、中央、地方を通ず
る税制の根本的な調査を設けて、今
人選中でありまして、数日中にスター
トします。それに基いてやりたいと思
つております。今御指摘になつた附加
価値税といふものは、理論の上からは
たいへんおもしろいものと考えられる
が、實際日本の実情に合わないの
で、今日まで行われていないことになつて
おりまして、税といふものは、お互い
に國民が納税するものだから、やはり
一番國民に納税の行く、そうして了解
しやすい税でなければならぬので、今
後この点について根本的に税制の改正
をいたす所存であります。

○春日委員 ところで東南アジア貿易の
問題であります。いろいろ／＼やると言
つておられるけれども、現実には大し
たことはやつておられない。現に大し
た成果が上つていない。特に御指摘を
申し上げたいことは、今度の役務賠償
のことは、イリピンなんかの新聞を
読んでみますと、向うは、軍事侵略で
達せられなかつた志をこの経済侵略に
よつて日本が行おうとしているのだ、

従つて、その役務賠償なるものは、イ
リピンとしては断じて拒否すべきだ、
こういうような意向がイリピンに行
われ、あるいはビルマ方面において
も、あるいはインドネシアにおいても
そういう意見が強いのであります。従
ひまして、あなた方が實際問題として
東南アジアの貿易を開こうと思へば、
彼らの國民感情をやはり何とかして緩
和して、實際効果の上の方法は、彼ら
の欲していることを一応實質的に解決
するといふことになつてならぬと思
ひます。だからこの点について、政府
は適切な措置を講じて、そうして彼ら
が快く日本の商品を買えるような態勢
を確立されることが、私は強く要望さ
れると思ひますので、この点申し上げ
ておきます。

それから最後に申し上げたいこと
は、附加価値税に關する問題でありま
すが、ただいまの御答弁によりませ
ぬ、これは理論としてはおもしろい
が、日本の実情に沿わないのででき
ないとおつしやつております。できな
いなら、一体なぜあなた方は法律化され
たか。されば、現在の税体系にこの附
加価値税が背骨となつておるが、そう
いう半端な税制が、いろいろ／＼産業経済
に混乱を生じた薬地をつくり上げてお
るといふことは、あなた方自由党の大
きな罪悪でなければならぬ。今國民の
前に、その罪悪を謝する意思があるか
どうかといふことを伺ひたいと思ひま
す。

○小笠原國務大臣 私は、できないと
答弁したのではなく、附加価値税の
問題もあるから、税制の根本的な調査会
をつくつて、それによつて実情に合う
よつた税法に改めたいといふことを申

しておるのでありますから、さよう御
了承願ひます。
なお南方の問題についてのお話であ
りました。御承知のように、役務とい
ふことは、あのサンフランシスコ条約
にうたつてあるものであります。日本の
賠償は、日本人の生活水準を下げない
でやり得る範囲であつて、それはサー
ビスといふふうになつております。も
つともアランド・アザーワイズといふ言
葉も入つておりますが、役務であるとい
うことは、条約に基く当然の建前
であつて、特に今御指摘になりまし
たが、たとえば役務である沈船引揚げ
については、もうイリピンの方でも
了解がつかつて、近く議会にかか
る、運輸委員会ですから私よく知りま
せんが、さういふふうになつておりま
す。この点は十分の誤解のないよう
にお願いしたいと存じます。但し
いろいろ／＼仰せの中にはごもつともな
点もあるようでありませぬから、この
十分検討したいと思ひます。

○内閣委員 先ほど私が申し上げたこ
とについて、大臣お答えになりました
が、それはわからぬでもない。予算委
員会が忙しいこともわかりませぬが、
予算が通りましても、この法案が通り
ませぬと何にもならない。これは並行
して行かなければならぬものでありま
す。この点よくお考えいただきたい。
これは参議院でも衆議院でも、一つの
悪いくせだと思ひますが、予算とい
ふのは何だか重くて、普通の委員会
が、軽んぜられるような態度でありま
す。だから、予算委員会に一時間いら
つしやるなら、ほかの委員会にも一時

つしやるなら、ほかの委員会にも一時

問いらつしやるというように、これは並行して行かなければならぬのであります。予算委員会に行つていたから愈々決しているのじやないぞという事は、決して私が申し上げたことに対する御答弁ではないのであります。そのことは大臣よくお含み置きいただきたいと思ひます。そしてあすから連日お出ましいたいただきたい。あなたがお越しになるのをわれ／＼は非常に首を長くしてお待ち申している。こういう気持を持つておるといふことをよく御記憶いだきまして、どうぞあすからぜひお出ましいたいただきたいと思ひます。

○小笠原國務大臣 今内藤さんが言われたことは、できるだけ努めるようにいたします。

○千葉委員 ちよつと速記をとめて……

〔速記中止〕

○千葉委員 速記を始めてくださいますから、二、三点だけ質問いたします。第一は、大蔵大臣は施政方針演説におきまして、本年度予算編成の前提となる経済諸事情には、当面急激な変化を生じないといふこと考へましてこの予算が組まれておる、こう言つておられますのに、この大臣の施政方針演説をずっと読んでおられますと、国際収支と貿易の問題について「国際収支の現状及び将来は決して樂觀を許さない」といふことを申されておる。

そうしますと、予算の前提になる経済事情の変化は当分ないといふ見通しに立つて二十八年度予算は組まれた。しかるにその説明の内容において、国際収支の現在及び将来は樂觀を許さない

と云ふことは非常に矛盾をするのではないかと思ひます。現実その説明において、世界的な貿易の縮小、国際競争の激化、あるいはポンド地域への輸出の減退等をあげて、国際収支の現在及び将来はな／＼樂觀を許さないといふ見通しを立てておられるわけですが、このことは必然に、二十八年度予算の執行の上に非常に大きな経済的変動を日本に与えるといふ一つの不安を持つておられるわけですね。二つの矛盾した考へ方がこの中に現れておることに対して、大臣はどう考へになつておられますか、まずそれを伺ひたい。

○小笠原國務大臣 私は何もその点矛盾してないかと考へます。私が申しておるのは、この二十八年度の予算を編成するにあつて、当面さしむき急激な変化はない、こういう考へ方から、この情勢の推移に依つての若干の調整を不成立予算に加えて提出しておる次第であります。しからば日本の貿易の前途はどうか、国際収支の前途はどうかと申しますと、これは先々そう樂觀して行くわけには行かないから、そこでいろいろ／＼なことをやつて行かなければならぬ、こういう考へ方でありまして、かりに二十八年度だけについて申しますならば、あるいはまたもう一年先の二十九年度について申しまして、私どもは国際収支にそう急激な変化はないと考へておるのであります。しかし今の国際収支の状況は、これは井上さんよく御承知ですが、ごく大ざつぱにいえば、大体輸出の方が、輸出とほかのものを合せて十二億ドル、それから輸入の方が大体二十億ドル、この八億ドル見当のものを特需その他の

もので埋めておりますが、これについて一億ドルくらい減りました。しかし今年度は、輸出はこの間のポンドの向うとの協定によつて前年よりもふえることに協定されておりますので、二十八年度は、これはかわりがないものと見てよからうと思ひます。しからば二十九年度はどうか、こういうふうに見ましても、この点については私はさうかわりを認めないのであります。しかし日本全体としてみれば、今お話をなつたような、世界的に貿易縮小の傾向のあるときもあるし、また特需その他のもの内容もかわつて行くであろうし、またさういふものも多少先行き減るものという考へを持つ方が適當であるかと思つたので、先々は非常に樂觀を許さないといふ意味で申しておるのであります。当面の問題については樂觀を許さぬといふことを申しているのではないことは、そこをお説みくださるとよくわかるのであります。この点私どもは何ら矛盾をするものではない、かように考へております。

○井上委員 予算の編成の前提となる経済事情は、当面急激な変化を生じないといふ意味と「国際収支の現状及び将来は樂觀を許さない」といふのは何を言つておられますか。これは二十八年度現在じやないのですか。現状といふのは将来を意味しておられますか。その場合においては、樂觀を許さないといふのはつきり自分で言つたじやないのですか。

○小笠原國務大臣 樂觀を許さないといふことは、悲觀すべきだといふことではあります。樂觀を許さないものであつて、注意しろといふことなどでありまして、それは前途非常に悲觀だといふこととは全然意味が違います。

○井上委員 そこまで抗弁をされるなら、もう議論の余地はありませんよ。日本の文字をさういふように御解釈されるなら、まづたゞそれは議論になりませんから、私はこれ以上申しませんが、問題は、政府は国際収支の現状を維持することがな／＼前途困難であるといふところから、朝鮮休戦に伴つて輸出振興に必要な理由はここにありうと思つた。従つて、そのことが国内のいろいろ／＼な面に影響して来ることは当然であり、これがわが国経済、財政及び税制の上にも影響して来るという事は、それ／＼の専門家において議論をされておるところであります。さういふことを一々ここで議論をするのは、時間が許しませんから申し上げませんが、われ／＼は前途なかなか樂觀を許さないという立場に立つてものを考へ、引縮めて行くことが今日必要じやないかと考へる。さういふ面では、一番大きな犠牲なり、しむを寄せられて下積みにされるのは、中小企業と勤労庶民大衆であります。この中小企業と庶民大衆に対する打出しの政策は非常に貧困であります。コスト引下げに対する政府の手厚いいろいろ／＼な対策、貿易振興に対する必要ないろいろの政府の政策といふものは、ことごとく中小企業以上の大産業を中心にした政策が中心になつておることは、一目瞭然であります。さういふ点から、特に中小企業の振興に対して、またこれの一番大きなものになつております金融問題に対して、もつと政府は親切な、率直な見解を発表される必要があると思つた。単に新しく中小企業の金融

公庫を設けて、その資金百億を準備したとか、あるいは国民金融公庫に多少の資金を増額したとか、さういふことで現実の金融難の問題は解決できません。あなたみずから御答弁をされておられますように、今日市中銀行の貸出し状況を見、商工組合中央金庫の貸出し状況を見、また国民金融公庫の貸出し状況を見ましておられるかといふことを、あなたはよく御存じのことと思つた。さういふ片寄つた金融状況の中に置かれておる中小企業が、やむにやまらず高利のやみの金融にたよつてようやくその日を切り抜けておられるという実情を、あなたは一体どう見ておられるかといふこと、すでに全国に約一千万のやみ金融業者があり、これが取扱う金融高は現在のところでもつて約四、五百億といわれておる、これをあなたはどう見ているのですか。この実情をこのままほつておいていいとお考へになりますか。大蔵大臣としてこれに対する何か対策をお考へになつておられますか。この点を具体的に御説明願ひたい。

○小笠原國務大臣 私ども、この樂觀を許さぬといふ言葉を使つて、ここにあらゆる施策に努力しなければいかにぬといふ意味を強い意味で申したことは――悲觀ではない、むしろさう申し上げた方が、井上さんにはわかりがよかつたと思つておられます。樂觀を許さないから、あらゆる施策に努力すべきであるといふ意味で申したのであります。

さらに中小企業に対する金融の問題であります。私は中小企業を救う道は、ひとり金融のみではないと考へます。中小企業の本質を直すことについ

てのいろ／＼なやり方が、特に必要であると思うのです。あるいは組合を強化するとか、各種のことが必要でございましょう。これについては、さきに私通商産業省における時分に、いわゆる中小企業の診断等の企業診断を行っておりまして、その結果が出て参りますと、それに基いていろ／＼処理したいと考えておりました。私がおる時分に、約九千の工場と約四万の商店を調査しましたから、相当まとまつた診断書が出て来るかと思ひます。それに基いて対策を立てることにしたいと思つておるのであります。その対策の一つがやはり金融だと考へるのであります。しからば金融については、従来とも中小企業金融に相当注意を払われておるのであります。しかしそのうち最も欠けておるものがいわゆる事業の合理化をするとか、各種の金をやるについても、中小企業者が長い資金を持てないという点であつたので、安定した長い資金を供給する、こういう建前が中小企業金融公庫となつて、今度皆さんの御協賛を経れば、これがスタートして参ることになるのであります。あとの問題は、大体零細なものについては国民金融公庫があり、中小商工業者に対しては商工組合中央金庫があります。今申します中小企業金融公庫がであります。大体これでは整つて参るのであります。あと、これとどういふふうな資金を融通して行くかというところは、今後の実情に残されておると考へておるのであります。実情に即しまして、これを持つて参らなければならぬと思つております。しからばやみ金融の対策はどうか。

金貸し業者は、政府の方で認めておるのがたしか一万余つと以上あります。これは、どうも従来とも貸金業といふものはあるものでありまして、貸金業について、これを整理するとか、やめさせるとかいうような考へは持つておりません。但し法のうちを越えないうように、たとへば貸金業者で、借入金という名前のもとに一般から実質預金になるようなものをつとておるものについては、これは嚴重なる法的措置をとりたいと思つております。その金融にもいろ／＼ありまして、またいろいろこれらのものがそれ／＼相まつて行くところ、いわゆる経済の有機性があるのか、ないかと思つて、これはこうだ、このみ言えないところに、複雑な経済の有機性というものはあるのではないかと考へておりました。あなたはどういふ御主張のもとにおつしやつておるのか、その点は少し了解しなかつたけれども、そういう点で、だん／＼実情に即してやつて参ればいいのではないかと考へておる次第であります。

然はねられております。それは一つは、資金わくの關係だけではないに、いわゆる担保物件がなかつたり、相手方が得心するだけの保証人がそろつていなかつたりしているものであります。この説明を讀んでも、いわゆる市中銀行から借りられない人を対象にして中小企業の庶民金庫をつくつておるわけでしょう。だから市中銀行から借りられる人は、庶民金庫には来ないのです。それを市中銀行と同じ感覚で調査をし、貸出し条件をそろえようとするから、貸せぬことになつてしまふ。対人信用はちつとも考へられていないのです。あくまで物件信用です。対人信用をもう少し多く取入れるべきではないかと思つて、ほんとうにその人がまじめにやつておるならば、そのまじめにやつておることの実績を信用して、わずかに十万円か二十万円か貸すのであります。そのくらのものは、信用されたいあたたいやり方がほとんどございとおらない。そのようなことについて、ほんとうに行き届いた措置をやるべきではないかと私は考へます。

最後は一点伺つておきたいのは、給与ベースの改訂を、近く人事院から政府に勧告するということが報ぜられておりますが、勧告しました場合、政府としてはこの勧告を受け入れられるやいなや、そしてもし受入れらるるとすれば、その場合の財源の措置をどうするか。いま一つは、夏季手当の問題がいろいろ論議され、私も本会議であなたに御質問申し上げて、あなたは考慮するべき分を一部繰上げ支給することについてからずいぶんひまがいつて

ついで私どもがさらに考究をいたしますと御返事を申し上げておりますが、大分長く考へておるのじやないかということでもございまして、実は長く考へることなくで行けるほど財源措置があれば、私どもも長く考へる必要はございませんが、そういう次第で、さらに検討考へておる次第でございまして、さういふ御了承を願ひます。

○千葉委員 時間も大分経過いたしましたので、午前中はこの程度にとどめて、休憩いたしたいと思います。

なお本日は午後二時から中小金融及び類似金融対策について、四人の参考人の出席を求めておりますから、お含みおされたいと思ひます。

午後零時五十一分休憩

午後二時二十八分開議

○内藤委員 休憩前に引続き會議を開きます。

午後は、本委員会における國政調査の一環として、中小金融及び類似金融対策に関する件を議題といたします。本件に関しましては、参考人の方々御出席を求めておるので、これより参考人の方々より本件に関する忘備のない御意見を拝聴いたしたいと思ひますが、この際委員長から一言、ごあいさついたします。

最近における國際情勢の變転の影響を受けまして、国内景気も次第に不況の様相を深めて参り、特に中小企業は、その性格からいまして、不況に對する抵抗力がきわめて弱い關係上、不況のしわ寄せを深刻に受けまして、その結果が現在の中小企業の金融難として端的に現れておるのであります。中小企業金融対策として、従来

からもいろいろの施策が講ぜられ、また各種金融機関におきましても、中小金融の流通にはせつかく努力されておられるのでありますが、決して現状をもつて十分とは言えないのであります。また既存金融機関の間隙を縫いまして、昭和二十五年ごろ発生いたしましたいわゆる株主相互金融は、その後ますます発展しまして、今日ではその資金量も数百億円に達するという盛況を呈しておりまして、零細金融に対するその社会的役割も必ずしも無視することができないと考えられるのであります。これは、一に中小金融に対する政府の施策等が必ずしも当を得ていない結果とも見られるのであります。単にこれを取締るだけでは、問題の解決にはならないと考えられます。さらに保全経済会など匿名組合組織による利殖機関の横行も、金業秩序の維持上、荏苒これを放置することは適当でないと考えられるのであります。本委員会におきましては、以上申し述べました中小金融対策特に株主相互金融のような類似金融にいかに対処すべきかなどにつきまして、参考人の皆様の御意見を拝聴いたしまして、本委員会の審査の参考に資したいと存する次第であります。

それで本日お出ましいただきました方々は全国銀行協会連合会会長千金良宗三郎さん、全国地方銀行協会会長亀山甚さん、全国相互銀行協会会長上山英三さん、それに商工組合中央金庫理事長村瀬さんのかわりに理事の加藤さんがお見えであります。

それです千金良さんから御意見の開陳をお願いいたしたいと思います。千金さんの御意見に対して御質疑がある

れば、あとでお許しいたします。お一人の発言時間は大よそ十五分ないし二十分程度でお願い申し上げたいと思っております。それは千金良さんからひとつ……。

○千金良参考人 私が大だいま御紹介にあずかりました千金良宗三郎でございます。お尋ねの中小企業金融並びに類似金融のことを申し述べますに先立ちまして、一般的な金融事情を少しく申し述べておきたいと思っております。

まず最近の預金の状態であります。最近の預金の状態と、それから貸出しの状態、それに對連しました原因等につきまして簡単に申し述べましてから、中小企業の金融のお話に移りたいと思っております。これは時間の関係上、ごく簡単に申し述べますが、預金の状態は、結論的に申しますと、非常に伸びが悪い。昨年の同期——同期と申しますと、二十八年の一月から五月まで、この間の期間を見て比較してみるのであります。昨年は二千二百五十五億円、これだけ預金が増えたのでございまして、本年は同期間におきまして、預金の増加高は四百九十七億円、すなわち四分の一にも足りないという状態でございます。これはもとより粉飾預金の整理というふうなことも多少は影響してあるのかもしれませんが、これはもとより非常に軽微な原因でありまして、もと大々きな原因というものは結局財政資金の受払い事情、すなわち引揚げ超過の状態、それからその次は輸出の不振であります。

次に、銀行の貸出しの状態を申し上げますと、やはり同期間におきます貸出しの増加高は千九百十三億円でありまして、これは昨年の同期において

も、やはり二千二百二十二億円という増加高でありますからして、幾分下まわっておりますが、大してかわらな

それから日本銀行の貸出し状況を申し上げますと、昨年の末以来、都市銀行を中心とした増資が行われまして、これは大体本年の四月に払込みを完了したものであります。これが百四十五億円でありまして、これだけ自己資金が増えたのであります。しかし預金の増勢が前述のごとく鈍化しておりましたし、また貸出しの増加は依然として衰えないという状態でありまして、銀行の資金繰りははなはだしくきゆうくつになつております。それが日本銀行の貸出しの増加高に現われております。すなわち同期間、つまり一月から五月までの期間の日本銀行の貸出しの増加高は六百六十八億円。従つて現在は約三千億を越えております。昨年同期におきます日本銀行の貸出し残高は百二十七億円減少しております。これに比べますと、非常な貸出高の増加であるということが言えるのであります。

それから財政資金の受払いの状態であります。最近におきます金融の情勢がかなり引締め傾向になつたことでは、結局財政資金の引揚げ超過がふえたことではあります。これが、やはり一月から五月までにおきます財政資金の対民間の受払高を見ますと、引揚げ超過高は千三百六十六億円になつております。前年同期は八百七十八億円でありました。従つて今期は——今期と申しますのは、今比較しております一月から五月までの期間におきます引揚げ超過の増加高は、四百億円に上

るわけでありまして、もちろん指定預金の預け入れ等が約二百五十億円に達したのであります。本年の年初以来の五箇月間の増加高は結局二十二億円にすぎないのであります。

それから日本銀行の銀行券の発行状況を申し上げます。最近日本銀行券の発行高は、やはりいつも同じように収縮状態を続けております。それで一月から五月までの間の増加高は七百五十二億円となつておりました。前年同期は六百二十三億円でありまして、結局これよりも多いというものは、それだけ財政資金の引揚げが強いというわけでありまして、その状況は、現在のところでは、まず九月の末くらいまでは続くものではないか。従つて銀行の貸出しというものは、今までの状態とあまりかわらないだろうというのが現在の見通しであります。

さらに最近起りました九州における大水害の影響、これが予想外に大きいのであります。これが復興のために長期資金並びに短期資金等のつなぎ資金の需要が相当に上るものと予想されます。これがすでに計画されております産業開発等の資金の上に加重せらるることによりまして、資金に対する需要はますます大きくなると予想されます。

として一六〇、四月は一五八でありました。従つて生産はふえておるようには見えますが、しかし、これに対して需要面においてはあまり振わない。これは輸出の不振のためであります。輸出は、五月の数字をとりまして、前年は一億八千万ドル、これに対して本年の五月中の輸出は八千九百万ドルであります。また四月は、前年が一億一千五百万ドルであつたのに対して九千四百万ドル、要するに輸出は非常に不振であります。さらにまた全国の百貨店の売上高を見ますと、去る三月は百二十七億円の売上高を示したのであります。最近百億円と急速に低下しております。このために手持ちの滞貨は増大しまして、これに対する金融の需要が非常にふえております。

以上のような金融逼迫の結果、中小企業はもとより、相当の大企業も金繰りが苦しくなり、不渡り手形を出すものが増加して来ました。すなわち、東京手形交換所における不渡り手形の枚数を見ますと、本年一月は一日平均が七百五十八枚、二月が七百五十四枚、三月が八百六十二枚、四月が八百五十二枚、五月が四百六十一枚と漸増の傾向にありまして、六月は枚数はやや減じておりますが、しかし特需関係の相当の大企業までが不渡りを出す状況にありまして、かような不渡り手形増加の理由は、前述しましたような輸出や、国内消費の景気の後退によつて企業の利幅が減少し、金詰まりが非常に深刻となつておるところにありますが、さらにこれを抑り下げて考えてみますと、次の二つの場合があると思われま

す。すなわち、一つは中小企業の場合であります。朝鮮動乱後のブームによ

りまして、わが国経済が表面上膨脹して、多数の中小企業がこの情勢に乗じて経営を続けておりましたが、昨年以來経済が整理の過程に入りまして、利潤の縮小から需給のルートが簡単にされるに至りました。過剰な業者が系列の外に押し出されて、金融難に陥つて、遂に不渡りを出すに至つたということでもあります。今までブローカーという存在があつたのが、ブローカーをなさなくともよい、あるいは三人のブローカーを使つたのが二人になるといふような状態が起つて来たのであります。次に最近顕著となつて来たのは大企業の場合、中小企業とまた別な原因があります。すなわち、特需メーカーを中心とするこれらの企業は、朝鮮動乱がお継続されるというふうな誤つた見通しのもとに、特需に過大な期待をかけて設備拡張をはかつたのであります。その所要資金は、朝鮮休戦成立を警戒する金融機関からは調達困難であつたのであります。従つてやみ金融に依存してこれを強行したために、企業はとかく金繰りが不調に陥りまして、相当の有名な会社でも不渡りを出すというふうな状態に陥つたのであります。この不渡りにつきましては、特に銀行協会におきましても不渡り対策委員会を設け、いかにして不渡りを減らすかということに対策を講じておりました。すでに一、二の案も出ております。

中銀行は中小企業専門店舗を設けまして、特にこの金融の便宜をはかつておるのであります。二十八年二月末の全国銀行の貸出高は、約二兆二千二百億ありますが、そのうち三二・六%が中小企業の融資に使われておる資金であります。なお中小企業の育成強化のためには、一般の市中の金融機関といたしましては、信用保証協会の制度がございますが、信用保証協会は全国に五十一ありまして、市中銀行は相当これを利用しておるのであります。東京の信用保証協会の例を見ますと、昨二十七年におきまして、保証の申込み件数が七千六百件、金額にして九十一億円でありました。そのうち協会が受け入れたのが六千六百件、七十二億円となつております。そのように、市中銀行は信用保証協会の保証によつて中小企業金融に處することができました。また保証協会が代位弁済を行つた高は、東京都の補助金でこれを填補されました。協会は業者の再起更生を援護する立場から、緩急よるしきを得た方法で回収に當る、この制度が中小企業金融の円滑化に大きな効果を与えておるのであります。ただ保証料金が問題であります。これは現在年三分の保障料金を徴しておりますが、これを引下げればなお一層中小企業金融に役立つかと思ひます。

なおそのほかに、中小企業信用保険の制度があります。これは今の信用保証協会をさらに保険することもできません、また一般の貸出金の保険にも応ずるわけでありませぬ。これは昭和二十五年十二月にできまして、貸出高、あるいは保証高の七五%まで保険するのであります。これも問題はやはり料金でありまして、年二分二厘五毛という保険料をとつておりますが、この方が下りまして、結局保証協会の保証料金も下り、一般の市中金利にもこれが影響して来るというよい結果が得られると思ひます。このほかに、もとより国民金融公庫でありますとか、商工中金でありますとか、いろいろの制度があることは申すまでもありません。

なおこの問題にありませぬ類似金融の点であります。これは私にはあまりつまびらかには知りませんが、大体三つの種類があるのじやないかと思ひます。一つは貸金業法による普通貸金業者、または株主相互金融であります。それからまたたく業法外にある貸金業者、いわゆるしろうとの金貸し。それから第三は、これは嚴格に言へば貸金業者とは言へないでありませぬ、例の保全経済会のごとき投資機関であります。この三つが類似金融機関と言へるであらうと思ひます。これは、もとより自己の資本金で融資をして居る場合には問題はないのであります。が、もしも投資者、あるいは出資者が、これは預金とは異なるはずであります。が、しかし預金だと思つて出しておる。それを非常に危険度の高い貸出しにまわす。しかもそれは非常に高利であるために、むしろ自分で資金を運用することのできないよる未亡人であるとか、あるいは隠居であるとかいうような人が、よくさういうことを知らないで預けるつもりで出資をするというふうなことがありまると、ここに問題が起るかと思ひます。

それからまたわれ／＼普通の金融業者として困りますことは、いろいろ類似の名前がつくのであります。たとえば相互銀行であるとか、あるいは国民金庫であるとかいうように。おそろくこれは信用金庫法に触れないのでありませぬ、しかし非常に一般の社会からはまぎらわしい名前前で、こういう名前をつけ又営業されますと、これを利用して人にも誤つた考えを与える、従つてまたそれによつて金融機関の迷惑もはなはだしいのであります。これはやはり整理して、なるべく名前を簡単に一定したらいじやないか、こう思ひます。

私の中小金融並びに類似金融につきましての考えはこれだけでございませぬ。内藤委員長代理 千金良さんに對するお尋ねは、一番最後にいたしたいと思ひます。それでは次に亀山さんにお願ひいたします。○亀山参事人 私亀山でございませぬ。お尋ねのことにつきましてお話し上げます。わが国における中小金融の重要性につきましては、いまさら申し上げる必要もないと思ひます。ことに最近の経済状況からして、この方面にシウ寄せが来るというふうな点も非常にございませぬので、われ／＼非常な関心を持つておる次第でございませぬ、地方銀行としての立場から、この問題につきましては、いささか申し上げたいと思ひます。地方銀行は、地方産業のおもな金融機関として重要な役割を果しております。このためには、資金の急速なる地方還元をはかることが必要であります。次のような措置が考えられて参ります。たとえは電電公社、国鉄公社、専売公社等全国的に資金の動きを大きく支配する官営企業の資金は、それ／＼各地方の勤労の結晶たる資金の集合体でありますから、かかる資金は、可能な限り当該地方の出先当局に滞留させる。すなわち預金等の形であります。が、当該地方産業の資金源とするとともに、すでに中央に集中されてある資金も、またできるだけすみやかに地方に還元すべきである。次に、大企業の下請業者等に対する支払い促進の措置を講じまして、資金の還流を早めて行きたい。なお財政の投資をこの方面にも行つて行くこと。これについては、近々中小企業金融公庫が発足されることになつておりました。この制度については、地方銀行は全面的に賛意を表し、これが業務の運営についても、大いに地方銀行を活用されんことを期待して居るのであります。ただ一部に、公庫の代理店を中小金融機関に限定して地方銀行を除外するという声があります。地方銀行は、次のごとき従来の中小金融に対する実情からいつて、はなはだ遺憾といわざるを得ないのであります。それで、地方銀行の中小企業に対する地方位と申しますか、そういうような点をいささか申し上げたいと思ひます。

中小企業金融に占める地方銀行の位置というものは、昭和二十八年一月末の統計によりますと、地方銀行は三千六百九十五億二千二百万円、全貸出しの三二%の位置を占めております。なおまた、開発銀行を通して行われております中小企業資金の貸付状況から申しますと、これも本年の一月末でありませぬ、地方銀行は七億二千九百九十

万円、四〇・四％の割合を占めておるのであります。また中小企業信用保険利用の状況であります。これは、二十五年の一月から二十八年の三月までの累計で申し上げますと、地方銀行は、件数で申し上げますと三千七百六十六件、三二・九五％になつております。金額で申し上げますれば、四十三億五千九百万円で、三〇・七五％を占めておるのであります。でありますからして、かような財政資金の投下はできる限り多額を地方の方にまわし、かつまたこれらの事業に対して配分をするということが必要であろうと考えております。また、信用保証協会が今度法制化されることはけつこうであります。これとともに財政的裏づけをするよう、国による資金の出資を希望いたす次第であります。次に信用保険の補填率であります。現在は七五％であります。改正案では八〇％に引上げられることになりましたが、しかしこれではまだ十分ではありません。小口のものに對しましては、危険率の高いものは特に九〇％まで補償ができるように改正を行われますように、希望いたしておる次第であります。

次に、類似金融機関の対策といたしまして一言申し上げます。貸金業者等は、非常な高率をもつて多額の資金を吸収している模様であります。もし万一、資金返済が不能な業者が続出して一般化するようなことになりましたらば、信用機構を破壊し、国民をして貯蓄意欲を喪失せしめるおそれがあります。ついでには、これら業者のうち、悪質なものに徹底的に取締り、これの予防対策を講ずる必要があります。これらの対策といたしましてさし

あたり考えられる方策は、次の通りであります。一は、政府はこれら貸金業者に対する所信を明示するとともに、啓蒙運動を行うこと。二は、地方庁、財務局、財務部等を動員して十分な監督指導を行うこと。三として、貸金の金利が現在日歩五十銭であります。これを大幅に引下げること。なお貸金業者が地方において吸収した資金は、都市に集中して地方資金を枯渇せしむる原因ともなつておりますので、これらについても適当な配慮を加えることが必要であると考える次第であります。

まことに簡単であります。以上をもちまして私のお話を終らせていただきます。

○内藤委員長代理 上山参考人。

○上山参考人 私は今全国相互銀行協会会長の上山でございます。ただいま千金良さんから、一般情勢につきましても非常に詳細にお話ございました。中小金融の大切な点及び中小金融の現状についてお話しなつたのであります。が、中小金融の困難という点について、皆さん御理解を願いたいと思つて、さしあたり私の考えでは、中小金融に關する専門の機関の育成、こういうことを政府において十分お考え願いたい。

は、かつて庶民金融庫、今では国民金融公庫に吸収されてはいますが、この庶民金融庫的の国家施設がもう少し重大に考えられてしかるべきではないか。普通の金融機関でできない仕事をやらせようとするときには、やはり国家機関においてまじめにこれを考えなければいかぬのじやないか。しからば零細金融というのはどういふ金額で切るか、これはいろいろ問題があらましよう。まあ一般的に今の情勢から言いますと、一万円とか二万円ぐらゐの金融、それまでの程度はそこへ入るのじやないか、これは独断で、中小金融の再高限を千万円と言つたところが、これも独断であります。そういうことをよほどまじめに考えなければならぬのではないかと考えるのであります。それから中小金融の打開策につきましても、ただいま千金良さんも亀山さんもお話しになりましたように、大銀行におきましても、地方銀行におきましても十分おやりくださつております。また将来十分力をお入れくださるなければならぬと思つて、中小金融に關する専門の機関の育成、こういうことを政府において十分お考え願いたい。

私はこれを、相互銀行の場合を例にとつて御説明申し上げたいと思つてあります。無尽会社から相互銀行に転換した、これは無尽会社が単に相互銀行へかかわつたという意味ではないのであります。相互銀行法に載つておるのは、無尽会社の時代と全然かわつた一つの行き方をしておるのであります。従来無尽会社時代においては伸びなかつた。これは私一人の考えかもし

れませんが、この監督機関におきまして、無尽会社に対する見方が非常に厳格でありまして、なるべく伸ばさないうい方針にあつたように見えます。見えるのであります。政府がそういうやり方をおとりになつたとは私は申しません。しかるに相互銀行法、これは皆さん御存じの通り、議会の各派共同提案によつてなつたものであります。この相互銀行法成立以来、当局の態度が従来の態度から非常にかわりまして、助長政策になつたように思つてあります。その結果といたしまして、相互銀行は、皆御存じの通り最近までは非常に順調な伸び方をしておるのであります。この一年間に資金量として八百五十億、融資量として七百二十億、こういうふうな伸び方をしておるのであります。しかも融資高はどうかという、月約二百億に近い新規貸出しもできるようになりました。これは一に当局の心構えが非常にかわられたことに帰着すると私は考えております。しかも、これは法律ができただけではなくて、これに對して政府は、この機関が動くように油をさしておるのであります。それは政府の指定預金

が現在——これは本月の回収が、ある地方においては延期される、災害地方においては、本お返しする指定預金を延期するような方策をおとりになられたので——私、今その金額の正確な数字はお話できませんが、大体百二十億程度の資金が出ておる。この資金が潤滑油となつて、これに数倍する貸出金が出たのであります。こういうことをよほどお考えくださいまして金融機関の指導にお当りくだされば、非常にいいのではないかと考えるのであります。

す。しからばどういふふうな方策をおここれ以上とるべきであるか。私はいかにも欲張りのようではありますが、しかし中小金融とすることは非常に困難なことでありまして、政府においてその中小金融を打開してやるといふ御意思があるならば、いま一段とこういうことができるように進めを願いたい。たとえば店舗の問題であります。店舗のごときはできるだけお許しを願いたい。この点は、既存の金融機関に非常に御迷惑になるといふ議論もあるかもしれません。が、新しくできた普通銀行におきましても、店舗はかなり十分お与えになつておるようであります。相互銀行の場合におきましては、すでにこれは取扱所とか会場とか、そういうような名前、店舗と同じような形をしておつたものであります。これを店舗に直す、いわゆる整備計画としておりますが、大蔵省の整備計画というものは、はたからごらんになると非常にルーズにお考えになるかもしれません。われ／＼にとつても必ずしも満足ではありません。われ／＼として、はもう少しこれは寛大にお扱いくださつてはどうかと思つております。

それからもう一つの点は、為替取引の問題であります。今度政府はいよいよ意を決せられて、相互銀行にも為替取引をお認めになるというふうな御決心になつたようでありまして、私も当局の英断を非常に感謝しております。しかしながら、これはわれ／＼からいつたら当然の事柄でありまして、為替取引をするのは、これはなるほど技術的にいろいろ先進の金融機関の御教授、御指導に待たなければならぬこととは多いと思つております。これ

は取引者大衆の利便のためでありまして、あえてこれをお許しくださいつても、非常な特権をお与えくださったとは思わないのであります。近ごろ新聞を拝見いたしますと、これは日本銀行と取引のある三行に限るといふふうな記事が出ておるのであります。これはいかにもおかしいことではないか。相互銀行に為替の必要ありとするなれば、これは、相互銀行といえどもやはり態勢が整わなければなりませんから、すぐに飛びついて明日からやるというのではありせん。めい／＼その態勢を整えて、しこ／＼してこれに應ずるだけの準備をなしてやるべきものだと思つておられます。あるいはやらない銀行もあると思つて、しかしながら、一応はこれは当局としては為替取引を全部にお認めになるという方式をおとりくださるべきではないかと考えます。

もう一つ、これは多少離れた事柄であります。日本銀行との取引の問題であります。この問題も、これは何で中小金融と関係があるか、これは非常と関係があると思つた場合に、日本銀行と取引があつた場合には、相互銀行はどういう状態であるか、こういうことは日本銀行のお手元においてわかつておる。その場合にどういふ対策を立てるかという問題は、これは必要なことだと思つておられます。これは不時の際であります。日常の際としまして、この間閣務長官の平田長官もお話をなつたのであります。中小企業者と取引を持つた相互銀行こそ、これは納税組合なり、納税の窓口を持つべきじやないか、これは平田長官がお考

えになりまして、日本銀行に対して、相互銀行のために日本銀行の窓口を開いてやつたらどうか、こういうお話があつたのであります。私どももとお金を拝借したり、オーバー・ローンのお願をせしたり、そういうことは考えておられません。私どもの考えておるのは、日常の金融の指導をしていただくには、それから今度のよう不時の場合には、われ／＼の内容を十分承知していただきたい。もう一つの問題は、ただいま申し上げました中小企業者の窓口としてやつてくださつたらどうか。これは監督官庁の銀行局ではあります。国務庁の長官みずからこの必要を感じて、日本銀行へお話になつた次第であります。

こういふふうには、私は現在われ／＼の悩みとする点を皆さんに訴えたわけでありまして、私自身としては、決してこれは無理なお願いだと思つておりません。これは当然許さるべき事柄であります。無尽から相互銀行法に大転換をいたしまして、その結果としてかなり有効に働いております。これは私の口から申さずとも、五月の毎日新聞であります。日本銀行の井上理事は、中小金融は、中小金融企業家がもう少し厳烈に、金融の要求をすべきだろうと思つたが、そうでもない、やよいい状態だ、これはどういふところの原因があるか、中小企業専門の信用金庫とか、あるいは相互銀行の働きが大いにある、ことに相互銀行については、その働きを大いにわれ／＼は認めておつた。こういうことを毎日新聞の座談会でおつしやつておるのであります。日本銀行におきまして、最近中小金融

に非常な御関心を持つて来ています。これは私は当然でありまして、まだ持ち方が少し少ないのではないかと、もう少し中小金融に対して関心をお持ちくださるの、わが國金融機関の総本山たる日本銀行として考へべきことではないか、こう考へるのであります。中小金融につきましても、私の考へるところは以上の点であります。

なお類似金融対策であります。この点につきましても、銀行局その他におきまして、お気の毒と思はれるほどの御苦心、私お察しいたします。この前の議会において、その態度を鮮明にされたことは、私は多とする次第であります。あるいは欲を言つたならば、その場においても少しはつきりした方がよかつたのではないかと、あるいはそのあとにおいてもその機会があつたのではないか、こういう御議論があると思つておられます。しかし私は、今でもおそくないと思つておられます。そのわけは、先ほど亀山さん及び千金良さんからお話をありましたように、月二分、月三分、こういうような高い金を借りて現在仕事をやつて行けるかどうか、これは考へてみれば一目瞭然であります。こういう高い金を出して金融をして成り立つ金融業といふものは、ごく少いはずだと思つておられます。そこでこういう金融機関を金融機関として新しく認めるという問題は、私はどうかと思つておられます。この点は大蔵省もいろいろ思ひ煩つたことでありまして、意を決した。時節としてはおもむろに思ひ煩つたことでありまして、三分の金でも金さえあればすぐ金がもうかつた。こういう時代におきま

したら、二分の金利をもつて集つた金でも、あるいは、これをうまく利用し得たかもしれません。しかし世の中は安定しまして、いまや冷静な時代に返りまして、そこで二分とか三分の金を集めてやるというの、あまりにそれは不合理なことと思はれます。だから大蔵省の御決意の線に沿つて、十分私はおやりくださることはけつこうではないかと思つておられます。先ほど申しましたように、それは零細金融といふかといふか、それは零細金融といふか、おさらのことであります。これは國の機関が少し力を入れて、あるいは國民金融公庫にたくさん金を出しまして、この仕事をやつていただく、人が足りなければ人を増してやつていただく、庶民金融公庫の仕事をやりださる、その方へ力を入れてくださる、こういうことは、現在として非常に適切なことではないか。過渡的に集めた金をどうするか、こういうむずかしい問題はあると思つておられます。しかしこのままほうつておいたら、幸い大蔵省は非常な決意を持つてこれに當ると御決心になつたのでありますから、その決心を折らないようにおやりくださるの、いいではないか、私はそう考へます。一応これで終ります。

先ほど来先達の皆様方がおつしやつた通りでございます。ことに最近のうちに、産業界の不況のときには、あらゆるしわが中小企業に寄せられまして、中小企業者は非常に苦しみ、金融に悩んでおるのでございます。従いまして、商工中金等に対する資金の需要というものも、非常に熾烈なものがあるのであります。今商工中金の昭和二十七年年度、すなわちことしの三月末のバランスで見ますと、貸出しの残高が三百九十五億圓に達しておるのでございまして、前事業年度末の貸出し残高に比べますと、百五十七億圓の増加を見たのでございます。しからばこの貸出増百五十七億圓の資金の当は何かによつてそれをまかなつたかと申しますと、まず第一に債券の発行の増加によります。分が七十八億圓でございます。なおこの七十八億圓のうち、資金運用部の引受の額が増加が三十六億圓あるのでございます。第二は預金の増加でございます。これは年間七十五億圓でございます。しかしこれはその内訳を見ますと、その大部分でございまして、五十七億圓が、政府からの指定預金、國庫の預託金でございまして、純然たる組合の系統機関の預金として増加いたしましたものが、たつた十八億圓にすぎなかつたのでございまして、それから最後に借入金金の増加であります。これは四億圓の増加をしております。その内訳を見ますと、昨年十二月二十六日に通産省から、修正予算でつた二十億圓の資金を中身に貸していただいたのでありまして、この二十億圓の政府の借入金というものがございまして、一方日本銀行等からの借入金が減りましたので、差引いた

○内閣委員長代理 それでは商工組合中央金庫理事の加藤さん。
○加藤参事人 私たちの担当しております組合金融を通じて、中小企業はどうかつておるかといふことにつきまして、若干申し上げてみたいと思つたのでございまして、
中小企業の金詰まりといふことは、

しまして四億円の借入金増加を見たのであります。かように債券において七十八億円、預金において七十五億円、借入金四億円、合計百五十七億円というものが、貸出増の百五十七億円をまかなつたような次第であります。

〔内務委員代理退席、島村委員長代理退席〕

以上申しました百五十七億円のうち、政府関係の資金はどのくらいあつたかと申しますと、先ほど申しましたように、資金運用部の引受による債券の増加額三十六億円、それから政府の預託金の増加の五十億七千万円、通産省から借り入れた二十億という数で、合計いたしますと、百十四億円の金を政府から入れていただいた。百五十七億の資金の貸出しの増の内訳として、百十四億円の政府からの資金を入れた。パーセンテージにいたしますと、七二%というものが政府の力によつてふえたのであります。

なお年度末におきます総資金量中の政府資金の受入れ割合はどのくらいかと申しますと、昨年度末、すなわちこの三月末の資金の総量は三百九十五億円であり、そのうち政府からいただいたお取りまき金は、出資金——これは見返り資金からの繰先出資金も含めてでございますが、四億六千五百万円、それから債券の資金運用部による引受の額が六十八億八千八百万円、それから政府からの指定預金、すなわち預託金が五十七億七千万円、政府からの借入金金が二十一億七千五百万円となつておりまして、合計百五十二億七千八百万円というものが政府からの資金であります。でありますから、総資金量のうち三八・六%、大体四%近いもの

を政府からの資金としていただいておりますのでございます。しからばその前の昨年の三月末のときはどうであつたかと申しますと、政府から導入の資金は三十八億円しかなかつたのであります。中金の総資金量のうち占める割合は一七・一%というものであつたのであります。でありますから、昭和二十七年年度のこの一年間の事業年度中におきまして、政府からの導入資金の額は百十四億円の増加となり、それからこの総資金量の中において占める割合が一七・一%から三八・六%というふうになつて参つたのであります。この多額の財政資金をいただきましたので、貸出高も先ほど申したように一年間に百五十七億円もふえて参りまして、中金としては未曾有の貸出しの増加を見ただであります。その前年の二十六年度の貸出しの増加は、年間を通じて大体八十億円であつたのでございます。二十八年度は前年に比しほとんど倍に達する貸出しの増加があつたのでございまして、ある意味におきましては、組合金融といつたしまして昨年は最良の年であつたのではないかと思われるのであります。しからば本年度の見通しはどうかと申しますと、まことに、暗澹たるありさまであります。まず政府からの預託金の五十七億円も、本年の十二月末までは毎月分割してお返ししなければならぬことになつておるのであります。一方毎月債券の発行高を極力ふやすことに努めまして、利付割引合せて毎月十四、五億円の発行をいたしまして、旧債の償還額が毎月七億円前後でございますから、債券発行による手取金といたしま

して、月七億円前後しか見られないのでございます。他の一般の預金の増加というものにつきましても、中金は店舗の数も少ございまして、また本質的に預金をいただけの先が協同組合、またはその構成員というふうに限られておりますので、多く伸びることは期待できません。せいゝ二十億円も伸びましたならばよい方じやないかと思われるのでございます。従いまして日本銀行からの借入れなども、第一次高率適用をいばいまで借りるといふことにいたしまして、貸出しにまわし得る新たな資金というものは月平均いたしまして四、五億円にしかならないであらうと思つたのでございまして、前事業年度の月平均十三億円ほど貸出しが伸びたのと思ひ合せますれば、まことに雲泥の差があるものであります。もし今後、かりに毎月の貸出し増加が前年同月の貸出し増加と同じ割合に伸びるとすると、これもなか／＼これだけでは足りぬだらうと思われましかれども、中小企業界の不況の状況、最近の状況を考えますと、さらに資金需要が、ふえて参るであらうと思つたので、前年と同じだけ貸出しの増加と

思つたので、前年と同じだけ貸出しの増加と

とにこの預託金の五十七億円、これは昨年お借りするときはまことに助かつたのでございまして、このために中小企業の組合関係の資金は非常に潤つて参つたのでございまして、本年これを返すというものは、その準備はしてございまして、業界にとつてなかな大きな響きがあると思われるのでございまして、なお中金といたしまして、今回中小企業金融公庫という政府機関が生れて参りました場合に、商工中金は直接政府からいろいろ資金の御援助をいただくことができなくなるであらうと思つたのでございまして、最も憂慮しておるものでございまして、もともと商工中金の発足の当時の事情を考へてみますると、中小企業というものは非常に力が弱いので、相互扶助の精神を持つて組合を結成し、相協力してやつて行く以外には救われる道がないといふので、政府が組合組織を奨励して参つたのでございまして、途中いろいろ組合の名前もかわり、また根拠法もかわりましたけれども、常にこれは一貫した政府の考え方であつたのであります。しかしその組合をつくりましても、これに対する金融というものはなか／＼うまく行かない。それで政府の強力な援助のもとに特殊の金融機関をつくらうといふので、この商工中金というものは昭和十一年に設立されたといふことになつておるのでございまして、これは当時の提案理由等の説明を拜見しますと、そういうことがうかがわれるのでございまして、でありますから、商工中金といつたようなこの機構は、政府からの特別の援助といふことが前提として成り立つものであります。これをはずされま

と、なか／＼一人立ちではやつて行けない非常な困難な中小企業の金融であらうと思つたのであります。従いまして、設立当初資本金一千万円で発足し、その場合五百万円は政府にお持ち願ひ、組合からは五百万円を出資して一千万円にした。そのうち昭和十八年に資本金を三千万円にいたしました際にも、政府が半分の一千万円を持つてくださった。従いまして、業務につ

ては、常に政府と組合とが折半して持つていただいたという状況にあつたのであります。従いまして、業務につ

きましては、常に政府と組合とが折半して持つていただいたという状況にあつたのであります。従いまして、業務につ

きましては、常に政府と組合とが折半して持つていただいたという状況にあつたのであります。従いまして、業務につ

きましては、常に政府と組合とが折半して持つていただいたという状況にあつたのであります。従いまして、業務につ

きましては、常に政府と組合とが折半して持つていただいたという状況にあつたのであります。従いまして、業務につ

きましては、常に政府と組合とが折半して持つていただいたという状況にあつたのであります。従いまして、業務につ

きましては、常に政府と組合とが折半して持つていただいたという状況にあつたのであります。従いまして、業務につ

は、大部分が見返り資金からの優先出資でありまして、これは毎年償還して行くので、いわば借入金のようなものだろうと思ひます。こういう出資が大部分でありまして、純粹の政府の出資は二百十萬円でございませう。昨年十二月にいただいた通産省からの二十億円の金は、その当時、やがて増資とともに、出資の引受けに切りかえていたのだらうというふうなふうにもわれ／＼は聞いておつたのでありますが、今度公庫が設立されますと、この二十億の貸付金は、政府からの貸付ではなくて、公庫からの貸付に振りかえられ、公庫が設立後二年以内に引上げられるということに相なつておられます。今年の秋ごろに三億四ほどの増資をいたしたいと考へておられますが、その株主總會に當るわれ／＼の出資者の總會の席上等におきまして、ぜひひとつ政府も組合と同じような金額の政府出資を考へていただきたい、今の状況はまつたく政府が出資金を出さないで、組合だけでやるという形になつておるけれど、設立当初の沿革にかんがみて、政府からの同額の出資をお願いいたしたいという希望が強く表明されたのであります。また配当の免除というふうな点につきましても、現在商工中金はまだに無配であります。優先出資分につきましては、年七分五厘の配当をしておるのでございます。これは見返り資金という特別な資金の運用として、当初から七分五厘の利息をつけることになつておる金でありますから、当事者であるわれ／＼といたしましては当然であると思ひますけれども、少くともこの株主である出資者から見ますと、一般の出資に対して配当も何も

ないときに、政府だけ七分五厘の優先利子をとるといふことははなはだ情がないのではないかと、こういうものも免除してもらいたいといふような希望が強く表明されておつたのであります。また預金部資金を低利で利用することにつきましても、現在はそういうことにはなつておらず、毎月債券を多額に引受けていただきますので、非常に利率は、一般市中で発行する債券と同じ利率であります。二銭四、五厘のものになるのでございます。特別な安い金利という点の御援助をいたしておられません。それで、できることではありますれば、国民金融公庫さん、またこの政府機関に對しましては、預金部の資金を貸し付けるといふ形で、おそらく年六分七厘程度じやないかと思ひますが、そういう資金をお貸ししておられるのでございますが、商工中金にも、そういう金を低利にお貸ししたいだけないかといふことをお願いいたしたいと思つておられます。

また現在、この資金運用部の金融債の引受の割合も法律で定められておるのでございまして、一回の発行額について六割まで、総額において五割までという制限があつて、多額の引受も受率を大きくするといふようなことをお考へただけは非常に合せだと思つておられます。以上申し上げましたように、政府の特別な保護がだん／＼少くなつて来るような気がいたすのでございませう。現在の中小企業界の最も要望しております問題は、やはり低利の資金を長期に

借りたいといふ問題じやないかと思つておられます。先ほど上山さんからのお話もございませう。インフレーション時代には金利の高いらしいことは問題でない、金さえ借りられれば、仕事をしてもうかるというふうな事情だつたかもしれません。最近では非常に利調が少いので、低金利の金でなければ仕事をやつてももうからぬといふやうなことで、低利の金を要望され、また長期の安定した金でなければならぬか仕事が出来ぬやうな状況といふやうなことで、低利であり、かつ長期の金が非常に要望されておるのでございませう。商工中金は幸ひいたしまして、この債券で資金をまかなうということになりまして、長期の資金は持つておられますけれども、何分にも一般の預金というふうなものも非常に少い関係上、原価が非常に高くなります。従いまして現在短期で日歩三銭、長期で年一割三分といふような基準において貸出しをしておるような状況でありまして、こういう点は、一般の業界から値下げを要望されておるのでございませう。でございませうので、商工中金といつたしましては、ひとつこの際商工中金設立当時のいきさつや、あるいは従来政府資金の一貫として果しました役割といふような沿革などを再認識くださりまして、たとい中小企業金融公庫といふものが誕生いたしましたも、公庫と並行的に、中金に對して大幅な長期安定の低利資金を導入して下さるやうに、格別の御配慮を賜りたいと思つておられます。商工中金は組合金融だけでございまして、組合を結成しない多数の中小企業のあることは申すまでもないでございまして、そういうものに対する政府の金融機関として公庫をお設けになることは、非常にけっこうだと思つておられますが、それと並行して、この従来からございましてした商工中金の強化育成ということについて、格別の御配慮をたまわりたいと思つておられます。

それから次に中小金融について、株主相互金融とか、そういう問題についてございませうが、これはただいま先輩の上山さんが申し述べられたやうに、われ／＼もまつたくそんなふうな考へておるのでございませう。何分この相互金融といふやうなものを出しの一〇当りの平均といふやうなものを新で貸出しの九〇%までは五十萬圓以下の貸出しだといふやうなことで、この実情を見ますと、まさしくこれは零細金融と申しますが、あるいは中小企業のうちでも小の部分の金融面における逼迫といふことが、こういう金融に走らせる一つの下地じやないかと思つておられます。もちろん中には、非常に大きな金融もあるやうでございませうけれども、われ／＼その実態はよく存じませぬ。いづれにいたしまして、手軽に借りられるといふところが非常に魅力だと思つておられます。こういう点は、われ／＼中小企業の金融に携わるものといつたしまして、今後十分慎んで行かなければならぬのではないかと考へておられます。正當な金融がうまうま行きますれば、自然にこういう金融の伸びる余地もなくなると思つておられます。われ／＼も注意しなければならぬと考へておるのでございませう。こういう金融の実態といふものはわれ／＼にもよくわかりませ

ん。ことに取引先なんかにおきましても、そういう債務は簿外債務として取扱つておる場合が多いやうでございませう。なか／＼現れて参りませぬ。しかし現実にはそういう高い金利の金を借りておるけれども、將來これを低利の金に借りかえてやるならば、十分にやつて行けるといふやうな見込みのある事業等につきましては、われ／＼も気がつき次第、そういうものを低利の金の資金に肩がわりさせ、そうして高利の金をやめさせるようにしたいといふも考へておる次第でございませう。特にこの問題につきまして、先輩の方々のおつしやつた以外のことを申し上げるだけの材料もありませんので、これで失礼いたします。

○島村委員長代理 たいだいま四人の参考人の方々から、中小金融及び低利金融に関する有益な御意見を拝聴いたしました。参考人の方々のただいまの御意見に對し、質疑がございましてこれを許します。

○佐藤(勲)委員 加藤さんにお尋ねしたいのですが、今度中小企業金融公庫ができますが、これは金利が安いわけですから、商工中金なんかもおそろく相当影響を受けると思ひますが、そういう点について、あなたの方の対策、あるいは現在の事情についてちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○加藤参考人 私自身が政府から任命されておる中金の役人でございまして、政府のおやりになるお考へに對しまして批判的なことを申し上げることは、はなはだ申しにくいのであります。しかしせつつかのお尋ねでございますので、私個人としての考へを申し上げてみたいと思ひます。

この中小企業金融公庫という公庫が設立された場合に、われ／＼として一番心配する点は、一つは組合の面からであり、一つは中金の面からであります。その組合の面から申しますのは、協同組合というものは、先ほど申しましたように、中小企業の弱体化を強めて行くためには、結束して組合をつくつて、強い団体として行くよりほかにないという政府の伝統的な政策だと私も信じておるのであります。が、こういうことが、今後組合をつくらなくとも、低利の政府資金が借りられるということになりますと、既存の組合の結束が弱まって参りましようし、また新たに組合をつくらうという意欲も薄くなつて来はせぬかということが一つござります。それから中金といたしましては、これは組合金融の面だけから申しますと——組合を結成されていぬ組織につきましては別でござりますが、今度の公庫の構想というものと、われ／＼の仕事の分野とが重複するものが多いというふうに考えられるのでござります。その結果、公庫の設立に伴つて、中金の弱体化を招きはせぬかということをお心配いたすのでござります。商工中金のやつておる分野と申しますのは、債券の発行を認められまして、これによりまして大体五年ぐらゐまでの長期の資金を供給するということが、中金として最も大きい使命であるかと思つておられます。これが今度の公庫によりまして、同じく五年程度の設備資金、またはその設備の新設に伴う運転資金をお貸しになるというふうな御構想になつておるのであります。その点におきまして、公庫の仕事とわれ／＼の仕事が非常に

重複して来はせぬかと思つておられます。これが農林漁業金融公庫というふうなものになりますと、よほど話が違つて参ります。これは御承知のように十五年以上二十五年の超長期と申しますか、そういうものに對する融資を考へておるわけでありまして、法律の第一條にも、農林中央金庫等の貸しがたいところに貸すということをはつきり書いてあるのであります。しかし中小企業金融公庫の場合には、法律を見ますと、一般金融機関等の金融困難なる分野について融資するということも書いてあります。その場合、商工中金というものを一体一般金融機関として、商工中金の貸しがたいものにお貸しになるという趣旨で考へておられるかどうか。そういう点はつきりいたしませんけれども、いづれにしても、商工中金から融資するということがなれば、資金のコストの関係上、年一割三分程度のものになる。しかし一方公庫から借りたる場合には一割で借りられるということになりますれば、公庫の金を借りるということになるのであるかと思つておられます。公庫の活動が一層大きな分野について融資されるということになりますと、組合金融としてのお金が浮き上つたような形になるおそれがあるかと思つておられます。そういう点、設立後におきましては、お願ひ申し上げたいこともあるかと思つておられます。何と申しましても、われ／＼の資金は債券による資金であつてコストが高い、一方政府の方は、非常に安い金利でお貸しになる。そのこと自体はけつこうでありませぬけれども、その場合中金がどういふことになりませぬか、心配しておられます。

○佐藤(選)委員 今度は相互銀行の上山さんにお尋ねしたいのですが、相互銀行の前身は無尽というので、非常に大衆に親しまれて、これが相当一般の中小企業金融に役立つと思つておられます。ところが銀行という名前がつけば、やはりかみしもをつけなければならぬ。銀行という形をつくれれば、やはり大きな資本主義の時代です。利潤も得なければならぬというふうな関係で、どうしても大きくなつて来る。こういうことになつて無尽がなくなるから、たとへば相互金融とか、いふ／＼なやみ金融ができたといふふうな考えられる点もあるかと思つておられます。そういう点でわれ／＼聞いておられます。この無尽という貸付の方法には、やはり従来とは違つた層があるのではないかと。従来よりももう少し高い層、高い階級の中小企業者が利用しておるのではないかと。ところが考えられるわけですがその点はどうなつておられますか。

もう一つ、あなたの方はいろいろお話が出たのですが、銀行になつた以上は、やはり相互銀行として為替業務をやりたいと言われるのは、これは当然だと思つておられます。今度も法案が出ておられますが、これらの大銀行や地方銀行の方の、相互銀行が為替業務をやつてはいかぬかという陳情は非常に多いお話を、これは相互銀行の方が為替業務をやるといふことは、銀行として当然であると思つておられます。そういう点について、相互銀行は脆弱な点があるからいかぬか、いろいろなものがあります。われ／＼は為替業務をやらせるのが当然で、いづれ銀行局長にも質問をするつもりであります。この二点について上山さんの御意見を伺いたいと思つておられます。

○上山参考人 ただいまのお話は、私も目ざつて非常に考へておる点であります。相互銀行が銀行になつたからやみ金融ができた、その点は私は承服できない点であります。これは先ほど申しましたように、金さえあればうまいことができたといふことの、一つはなごりではないかと思つておられます。だから世の中が平穩になつて来ますと、そういうものがだん／＼なくなつて来る、それからもう一つは、この金がたとへば一万円といつてもこの一万円を昔の金に直したときには大分小さい金になります。そこで非常に小さい金は、昔の庶民金融金庫というふうなところでやつていたのだらうかと私は思つておられます。もし私の方でやれというならば、私の方はやりたいと思つておられます。どういふふうにしてやるか、そうすれば、これは現在金利において最高三銭五厘で押えられておられます。大蔵省の方針は、相互銀行に中小金融をりつばにやらせてやりたいという親心であつたと思つておられます。この親心は、私は非常にありがたいと思つておられます。しかしながら、ただいまお話をあつたように、その結果小さいものはだん／＼やれないのではないかと。その小さいものも、今考へてみますればかなり零細資金ということになる。しかしその零細資金でなくとも、たとへばこれは庶民金融金庫時代におきましては、更生資金としては三百円、生産資金としては三千元、こういう金を今の金の値打にかえたならば、これは相当大きな金額になるのであります。だからただいま国民金融公庫がおやりになつておられるところは、昔の庶民金融

金庫がおやりになつておられるところをやつておられるのであります。いかにも数字が大きくなつておられるから變なふうにも見えるのでありますけれども、これは庶民金融金庫の気持でおやりくださつたらいはいいかと私は思つておられます。しかしただいまおつしやつた話は、まことにごもつともでありまして、私どもは銀行になりまして、普通銀行と同じような立場になつたら、私どもの立場は立つて行かない、なぜ立つて行かないかといふと、普通銀行の金利は安い預金を集めておられますから、安い預金で普通の貸出しをやつたら、私どもは立つて行かない。競争したら、普通銀行も安い小さいものもありませんが、大部分平均してみますと、相互銀行の平均と普通銀行の平均はよほど違つておられます。この意味におきまして、普通銀行のやつておる通りにやつたら、相互銀行は存在の価値がないと思つておられます。普通銀行がおやりにならないところにわれ／＼は入つて行かなければならぬ、こういう気持は十分持つておられます。ただいまのお話の点については、私ども始終頭を悩ましておる点であります。私どもは、國民大衆の金融の疏通をはかるという相互銀行の第一の精神を踏みはずしてはいけません、こういう気持は十分あるのでありますから、御了承願ひいたします。至らぬところは、痛烈な御批判を願ひいたします。私どもは先輩の金融機関の跡を学び、われ／＼独自の天地を開いて行きたい、それには世間一般の批評を聞きまして、反省に資したいと思つておられます。

それから為替の問題であります。これは龜山さん、千金良さんを前にし

て悪いのでありますが、普通銀行とい
たしまして、相互銀行というものが出
て来た。それに為替までやつたら普通
銀行と同じではないか。こういう御説
は一応ごもつとも感ぜられるのであ
りますけれども、しかしこれは、私為
替というのは玉手箱の中に入つたよう
な、そんなに貴重なものかどうか、私
どもの方に許してくださいまして、も
どのくらいなものがやれるかどうか、
それもわかりませんが、一応小さいも
のでも送金したい、取立てが起る、
こういう状態でありまして、これは郵
便局でも送金為替はやつているわけ
であります。すでに信用金庫でも為替
をやります。農業協同組合においても為
替をやつていたのであります。為替
をやる仕事は、これはやらしていただ
きまして、一般大衆のサービスとし
ても役立つことでありまして、佐藤さ
んからお話のあつた点にも合致するゆ
えんだと考えられます。

○井上委員 全国銀行協会の方に質問
をいたしますが、あなたの御説明を伺
つておきますと、二十八年の二月末で
二兆二千二百億という貸出しの総額
で、その三二・六%というのを中小金
融にまわしたというお話でございます
が、この三二・六%という数字、中小
企業とあなたが見ておられますのは、
どこからを中小企業と見ておられます
か、銀行が中小企業として貸し出しま
す業態は、一体どのくらいのところを
言つておられますか。たとえば資本金何
百万円ということで行きますか、ある
いは今日政府の方で言つておられます
まあ工場でありますならば、従業員が
五百人以下、三百人以下というよう
なことをさしておるようでありまして、

あなた方の中小企業というのは一体ど
こをさしておられますか、それを一応お
聞かせを願いたい。

○千金良参考人 お答えいたします。
ただいま御質問のありました中小企業
金融の数字ですが、これは仰せの通り
資本金一千万円以下の企業でありま
す。もとより中小企業と申しますと、幅
が非常に大きいのであります。今の
零細金融——われわれのところは零細
金融までは行かぬでしょうが、一千万
円以下から相当少額の、たとえば十何
万円というところまで入るわけです。
この数字は中小企業庁の出しました数
字をとつたのであります。従つて私た
ちの考えは、今中小企業庁の標準でや
つておるわけなのです。割合はその通
りであります。しかしわれわれのところ
でもつてやつておられます金融の実
情というのは、普通の商人、あるいは
小さい会社、またさらに大きな会社と
いうふうなわけですから、相当各層の
金融をやつておられますからして、これ
は店がたくさんありますと、その店の
所在地によりまして得意先の層がかわ
つて参ります。大金融ばかりではない
のであります。大体中小企業というも
のは、普通の金融の線に乗つておるも
のは普通の銀行がやつておるのであり
ます。特別な金融機関に依存するの
は、これは特別な事情があるのだと思
います。

○井上委員 あなたはさいぜん手形の
不渡りの状況、それから百貨店の売上
の低下、貿易の不振等による預金の
減少の理由をあげておりましたが、こ
れと同じように、逆に滞貨が非常に多
くなつて不渡りが出だした、資金繰り
が悪くつたところから中小企

業金融問題が昨年以來大きな問題にな
つて来ておる。ところが今あなたの申
されます三二%という数字、それから
地方銀行の方が申されますのも、相当
多く中小企業を対象にしておる。そこ
へ持つて来て信用金庫なり、相互銀行
なり、商工中金というような中小企業
対象の金融機関も相当これに活躍して
おる。そうすると、金詰まりというり
くつはどこからもわいて来ないのに、
どういふわけでも中小企業の金融がこ
んなにやましくいわれておられますか。
どうもあなたの方のお話とは現実とは逆で
すね、そうお思ひになりませんか。あ
なた方両銀行を集めると、これは七
〇%からの中小企業対象の莫大な金融
がされているわけですね。そこへ相互銀
行や信用金庫、あるいはまた商工中金
等の資金が流れて行く、そうならば百
パーセント行つたことになるじやない
か。そこであなたの方の言う三十何パー
セントという貸付の対象になる業態と
いうものには、どうもそんな中小企業
のわくの中に入らないものじやないかと
いう疑問が起つて来ます。これはわれ
われ中小企業金融対策を考えます上
において、今申されました両銀行の代表
者の御意見というのとはどこまで信用し
てよいものか、ちよつとぐあいが悪い
んですが、そういうお思ひになりませ
んか。あなたの方は専門家で、私どもはよ
くわからないが、どうも数字がびしつ
と合わないことになりまして、どうで
すか。これは、実際に対策を立てるため
にあなたの方にお忙しいところを来てい
ただいておるのですから、ざつとばら
んに言うてもらわれないと、政府に対し
て資金割をやかましく言い、貸付条件
をこれからわれわれがやかましく言う

てきめる上においても非常に重大なポ
イントになりますから……。二つの地
方銀行と市中銀行と合してしまつたら
八〇%近くになる、そこへあなたの方の
特殊銀行や金融機関を入れたら、中小
企業金融はもう行き届いたものにな
る、百パーセント以上になる。そんな
りくつはありませんか、あなたの方
門家の方で、ひとつどういふことにな
つておるか、一べんわかるようにお話
をしてみてくれませんか。

○千金良参考人 お答えいたします。
まことにごもつとものような質問なん
ですけれども、実を申しますと、ごも
つともではないのです。それは日本全体
の資金が不足なんです。従つてわれわ
れの方は、預金を全部貸してもなお貸
し足りないという状況なんです。日本
銀行に全体で借金が三千億余りあると
いうような状態なんです。一般の金融
が全部が必要の方が供給よりも多い、
こういう状態なんです。従つて中小企業
もやはり同じ状態でありまして。幾ら貸
しても、これが十分というわけには行
かないのだからと思ひます。
○井上委員 そういふことになれば切
りのない話でございまして、それ以
上その問題には触れません。
次に商工中金の方に伺いたいので
すが、二十七年三月末に貸出しが三百九
十五億、この三百九十五億の貸出しの
うちで、あなたの方で特に大口の貸
出しといひますか、つまり金額からい
いますと五千万円、百万円というより
は、一千万円以上というのが多いので
はないかということになつておられます
か、それはどうですか。
○加藤参考人 お答えいたします。た
だいまの一千万円以上の比率というこ

とでございまして、この貸出しの比率
を申しますと、大体八八%までは千万
円以下というふうなことになるのであ
ります。しかし千万円以上のものももち
ろんございまして、それから何億とい
うものもございまして、千万円未満の貸
出しというものが、大体総貸出し件数
の八八%ほどを占めております。一千
万円以上のものももちろんたくさんご
ざいます。しかしこれは組合というも
の規模によるのでありまして、個人
個人に貸す金額というものは小さいの
であります。けれども、何百人という
ような多数の構成員をかかえておりま
す大きな組合がありますれば、その仕
事の分量というものは、自然ままとつ
たことになつて多くなりますので、そ
の意味におきまして、金額も多とい
うことがあるのでございまして。個々
にいたしますれば、平均して百万円前後
になつた計算になつております。

○井上委員 もう一点伺ひますが、あ
なたの方は全国各県に一店ずつ店を持
つておられます、直接末端の信用組合
なり、あるいは信用金庫等との取引関
係はあまりやつておられませんですね。
たとえば、信用金庫で集めました預金
をあなたの方に預ける、信用協同組合
が集めたものをあなたの方に預ける。
ちよつと農林中央金庫が農業協同組合
に集めたものを一手に吸収してると
いうような、あるいは組織はあなた
の方ではとつてないのですね。そうしま
すと、全国に新店をふやし、信用協同
組合をふやし、信用金庫をふやして行
くということになれば、実際に預金が
そこから入つて来て資金は次第に多く
なる、そういう道は講じないのです
か。それはまだ無理ですか。

○加藤参考人 お答え申し上げます。ただいま中金の取引の下部機構とも申しますが、そういうことで、信用金庫なり信用組合を使つたらどうかという御意見のように拝聴いたしますが、その信用金庫の点につきましては、商工中金の取引の対象には法律上なつておりません。それで信用金庫に私の方から御融通するということができませんので、その点はだめでございませぬが、信用組合の方は、これは中小企業協同組合法に基いて設立された組合でございまして、私の方の取引の対象になつてございませぬ。それで従来あまり活発になつたということ、御指摘の通りでございませぬが、これはちよつと昨年の六月まででございませぬが、信用組合から信用金庫に移行するというような態勢のあれがたくさんございまして、そんな關係上、はつきり将来信用組合として存続するというようなことの未確定の状態におきまして取引が復活することは、将来金庫になれば取引できなくなるというような關係もありまして、活発な動きができなかつた。しかし最近になりまして、極力信用組合に対しましても中金と取引をするということ、われわれとして考えているのでございまして、現在におきましては、大分取引の信用組合が多くなりまして、百数十になつているのでございませぬ。大体約三分の一くらいのものが取引できておりますが、なお設立当初のまだ海のものとも山のものともつかぬような信用組合なんかもございまして、そういう取引については、今後事業の進展に伴つて、自然中金とのつながりができて来ると思つております。

○福田(警)委員 私、簡単に地方銀行協会の亀山さんちよつと一点伺いたい。先ほどあなたのお話にもありましたが、たしか一昨年と記憶いたしてありますが、あなたの方からわれわれ中央に陳情が参りまして、先ほどお話のように、地方の金が中央の銀行に集中して困る、吸い上げられて困る、そうすると地方産業の育成に非常に困るから何とか善処してもらいたいということ、あなたの前の方の会長さん当時には陳情を受けたのでありませぬ。そこでわれわれは、大蔵省なり日銀当局に対して、それではいかぬじやないか、地方産業の育成のためにも、相なるべくはそういう弊害を除去するようになしなればいかぬじやないかということ、これを強く要望したことがありませぬ。しかるに二箇年たつた今日、あなたのお話を聞いておられますと、依然としてそれを御要望されているのであります。一昨年以來、多少それが好転しているとは私は実は考へておつたのであります。一昨年以來、多少それが好転してはいますが、さようなことはございませぬ。率直に、御遠慮なくその事情をもつと詳しく承りたいと思ひます。

○亀山参考人 参考人申し上げます。地方に資金を還元してほしいということとは、私も年々希望でありまして、今日なおそれはかわつておりませぬ。先ほど私が申し上げました中に、いろ／＼中央の方に入るべき金も、たとえば電電公社であるとか、あるいは国鉄の金であるとかいふのは、当然その金は中央へ参るべきであります。参るにしましても、そこに多少の余裕を置いて順次参るといふようなことになりませぬ。つまり変化が少なくて済む。

地方の産業に幾分でもそれが役立つのだという面がございませぬ。他の面におきましては、そういうようなことで、地方から中央と流れるものは、なるべく地方の方を回流することを希望する、こういうことを申しておりますので、今なお私も、この要求についてはかわりはないのであります。何分よろしくお願ひ申し上げます。

○福田(警)委員 今度は全国相互銀行協会の上山さんに、はなはだ失礼でございませぬが、御承知の相互銀行法の審議を私たちが今やつておる。それに対する資料として、相互銀行が現在金融機関のどの程度の位置にあられるかというところを知りたい。つい最近新聞に出ておりますように、例の大企業の不渡り手形が相当額出ているのでありますが、これをあなたの相互銀行関係においてどの程度背負われたか。あるいはどの程度の金額をお扱いになっておられるかというところ、おさしつかえなければ、ついでに御公開願ひすれば、われわれ非常に参考資料になると思ひます。

○上山参考人 ただいまの御質問、なかなかむづかしくてお答えができません。御承知のように、大企業がいけないときにはその関連の下請機関のところへ来ますから、多少その影響を受けたいことは聞いておりますけれども、どれくらいであつたか、どういう程度かということとはちよつと申し上げられませぬ。

それから私の方の企業であります。中小企業の方の仕事をして行くにつまじまして、製造の方へもだん／＼開拓して行きたいと思つているのであります。現在の資金の配分は、まだ製造業には二七％くらい、大体は卸売、小売という方面に三七％くらいですが、こういうふうに出ていまして中小金融専門銀行としての将来、こういうふうで考えますれば、長期運転資金だけではなしに、やはり困つておられる中小企業の製造業者、そういう方向へもだんだん行くのがいいのじやないかと私は考へておるものであります。ただいまのところは、ただいま申し上げたような割振りになっていまして、不渡り手形の影響といひましても、影響はあることはありますが、大したことではないといふことが言えると思ひます。

○福田(警)委員 もう一点、今度は商工中金の方に伺いたいのですが、商工中金の方は、大分資金が枯渇して非常にお困りになつておられるという先ほどのお話を聞いて、われわれ、中小企業金融対策を立てる意味においても、非常に寒心にたえない。なかんずく政府の預託金が五十七億ほどあられるということ、それを、この年末までに払わなければならぬというふうな、文字通り寒心にたえぬ話を聞いたのです。この五十七億といふのは、おそれなく分割で払うのではないかと思つたので、もし分割ならば、この十二月末までに何回か、一回どのくらいずつを払わなければいかぬことになつておるか。なおその預託金を完全に政府に払えることのお見通しが今日あられるかどうかといふことを、率直に伺いたいのであります。

○加藤参考人 参考人申し上げます。五十七億の返済の今後の計画と申しますか、政府からのおさしず通りの計画でございませぬが、これは毎月五億三千万円ずつ分割するというのと、そのほか六月、八月、九月でございませぬがに期限が来ます十億ずつというのがございませぬ。従いましてその十億が来る月には、そのほかにさらに五億三千万円、十五億三千万円という返済の月があるものでございませぬ。しかし六月分につきましては、政府におかれまして特にこの六月末の十億の返済を、十月と十一月の月半ばに半分ずつ返してよろしいという御決定が最近ございませぬので、それだけ楽になつた次第であります。これに対する返済の考え方といたしましては、債券の発行による手取金が毎月七億ほどございませぬので、そういうもの、あるいは日本銀行の中小別わくとしてわくをもちつておつたり、また法律適用を受けても借りられる道がございませぬので、そういうことをいたしますれば、政府に対しましてお返しすることは間違ひなくできると思つた次第であります。

○小川(警)委員 私おそく来たので、まことに申訳ないのですが、全国銀行協会の方、地方銀行協会の方の両先生のお話はお聞きできなかつたので、あるいはもう御説明があつたのかどうか、かわりませぬが、今相互銀行協会の会長さんのお話を中途から承つたのですが、今いろいろ問題になつておりますところの株主相互金融といわれたいお話の御話をお聞きできなかつたので、たいへん賞讃をされた、そこからお聞きしたのですが、こういうものをただ単に取つたところで、あとから違つた形で、やはり資金需要と資金供給との關係から、あとから／＼とこ

ういうものは出て来てしまふのではないか、こいうふうな心配されるのでありますけれども、これは一旦取締つたら、あとではできる心配はありませんか。私はこいう金融のことはわかりませんが、まことに初歩的な聞き方をします、お伺いしたい。

○上山参考人 これは取締つて必ずなくなるという事は、私は言えないと思います。一つ取締りましても、また何か抜け穴を考えてやる。これは古い経験でまことに相済みませんが、私前に大蔵省の普通銀行課の仕事をやつておつたのですが、その当時の経験から申しますれば、一応取締りましても、また何かの機会には出て来るという事を考えなければならぬ。ただ先ほど申しましたように、今非常に高い金利で金を集めていて、これでは實際上仕事にならないことははつきりしているように思ふのです。そこで、これはやはり今日何とかしなければいけない。一番いいことは、芽が出たときにそれを押えればよかつたと思ひますけれども、それもしないで現状になつておられます。今の場合になつて、これをほつておいていかどうか、私はほつておくわけには行かないのではないかと考へます。いかに取締りをうまくやつても、よほど目を光らしてやらないと、いろ／＼出て来ると私は考へます。

○小川(豊)委員 よくわかりました。そこでもう一点上山先生にお尋ねしたいのは、私は、相互銀行が今日それぞれ非常に大きな大企業に対する金融に入つて行くような状態になつたが、初めは無尽会社であつたと思ひます。そいう無尽会社であつた場合

には、いろ／＼の批判や非難を受けながらも、無尽会社自体が先ほど申し上げたような、こいう金融に近い形をとつてその使命を果して来たのが、今度相互銀行になつてしまつて、そいう使命を果さなくなつたから、今度こいうものが出て来る一つの原因じゃないかと思ふが、そいうことは関係がありませんか。

○上山参考人 その点、私は先ほど申し上げました。

○小川(豊)委員 それでは千金良先生にお尋ねしたいと思ふのですが、これを取締つてなくすことによつて、あるいは撲滅することによつて、経済界に及ぼす影響というふうなものがあるかないか。あるとすれば、どういふ形が出て来るかということ、さらに、こいういふ形が続出するということは、結局中小企業の金融対策というものが食困だから来たのではないか、私はこいう思ふのでありますけれども、この点の見解が一つ。さらにもう一つ、これは非常に大ざつばなお尋ねであります。こいういふ形がど／＼／＼発展して行く経済的原因は、あなた方専門家がら見た場合どこにあるのか。また弊害があるという事は、これは皆さんも言つておられるが、ただ弊害があるからといってほつておけないので、どうしたならばこれがなくせるかということ、ひとつお尋ねしたいと思ひます。

○千金良参考人 御質問にお答えいたします。それはな／＼／＼むずかしいこととありますが、もとよりこれは零細金融に対する機関が十分でない、それから出たこととは確かです。どうしたならばこれをなくせるかという点、それは結局普通の経済の問題とい

うより、むしろ社会政策的な問題ではないかと思ひます。従つて国家施設でもつて、今度の中小企業金融公庫のよ／＼なものをもつと十分行き渡らせるということが、これをなくす一番正しい道だと思ひます。

○小川(豊)委員 もう一点、今度商工組合中央金庫の加藤先生に伺つておきたい、思ひますが、ただいまお聞きする中小企業の金融対策というものは必ずしもよ／＼なかつた。従つて、これを充足することによつてそれが相防げるだろう、ほかに社会政策的な原因もあるだろう、こ／＼おつしやいまして、そこで商工組合中央金庫としては、そ／＼い役目果をさなければならぬ立場にある。その立場にあるあなたの方に、最近政府からの資金の流れがきつめて困難になつて来ておる。しかし昨年あたりに比較すると、よ／＼なつて来たといふように私はお聞きしたのでありますが、そ／＼いごいごい。

○加藤参考人 お尋ねの政府資金の入りの状況と申しますか、それは先ほど申しましたように、昨事業年度、すなわちことしの三月末で終りましたこの一年の事業年度の間にあります政府資金の導入といふものは、これは比較でございしますが、従来に比し極めて非常にたくさんいだけまして、金額にして百十四億もふえて参りました。そのために中金としては、未曾有の円滑な金融ができたと思ひます。しかし円滑と申しましても、これは金額の制限がございしますから、借りたいといふものの方から見れば、まだ／＼足らぬ金額であつたと思ひます。ただ従来の貸出しの状況から見れば、昨年は非常にうま／＼行つ

た。しかし本事業年度は、そ／＼い見通しが立たぬといふことを申し上げたのでございします。なおそ／＼い一般の金融は非常に困難だとするよ／＼なものに対する貸出しということが、中金の使命ではないかと思ひます。お尋ねも、さ／＼い自覚をいたしておりました、一般のそ／＼い金融を困難とするものに、信用保険をつけて貸すという取扱ひにつきましては、今までの累計を申しますと、全部の信用保険の金額のうち、五十一％は商工中金一人でこれを扱つておるのであります。これを見ましても、いかに信用薄弱なものにも信用保険等の方法でめんどうを見ておるかといふことの一例になるかと思ふのであります。

○小川(豊)委員 もう一つ伺ひます。そ／＼い申しますと、私がお尋ねしているのは、今申し上げたよ／＼い相互金融、こ／＼いものは生産の資金にならないで、ほかの方に使われてしまつておることをなおお尋ねしなければならぬかと思つておるのですが、あなたの方の商工中金等は、その貸出される金が同時に生産資金に振り向けられるように、指導をされておるかどうかということをお尋ねします。ちよ／＼い病人は、息を引取るまでは生きる努力といふものはするものです。従つてつづけて行く中小企業も、人に迷惑をかけようがかけまいが、最後までそ／＼い無理な金も借りて生きる努力をしなければならぬ。そ／＼いところからここに弊害も被害も出て来ると思ふのです。従つて商工中金等において資金を貸し出す場合には、それが生産資金にまわり、同時にその受けた人が、さらにそれによ

つて発展し、維持されているよ／＼い指導がなされなければならぬと思ふが、そ／＼い指導をあなたの方でなされておるかどうか。

○加藤参考人 中金の貸付といふものは、もういくら／＼き込んでおられるといふよ／＼い事業にまで貸すわけには参りません。これは、やはり中金自体が債務を負担して金を貸しているのですから、やはり回収の安全をはかるといふことはもちろんでございします。しかしながら、非常に残酷に取扱つて、そのために生きるものまで殺すといふよ／＼いことはいけませんので、できるだけそこは同情を持って、生きるものならせよといふ金融相談的な意味でのめんどうは見ますけれども、一般の中小企業の組織自体の指導は、中小企業庁に指導部といふものもございします。各府県では、地方の商工課の方々がそ／＼いものを指導されておる面も非常に多いのでございします。

○小川(豊)委員 実は私のところへも、そ／＼い金を借りるといふ人が来たが、なぜそ／＼い金を借りるのだ、国民金融公庫もしくは商工中金へ行つたらいいじゃないかとやつて教えてやつて、名刺を持たして心配してやつてくれと言つたところが、三月も四月もたつても、わずかに五十万か百万の金が貸せるとも貸せないとも何のあいさつもない、こ／＼い話であつたから、それでは行つてやろ／＼といふので、私が行つて聞いたところが、資金がなくて貸せないのだと言ふ。じゃなぜあいさつしなかつたか、できないならできないと言つてやればいい。それをそ／＼い

つてひつばつておくのはどういふこと
 だと言つたら——これはあなたの方で
 はない、金融公庫の方でしたが、金が
 ないから調査しておると言うのです
 が、それではまるでどうやつたら断わ
 れるか、断わる条件を調べるために調
 査して、そして三月も四月もかかつて
 おるといふことになる。もしどういふ
 実情だとするならば、いくらこれを押
 えつけても、そういう方面に走らざる
 を得なくなつて来るんじゃないか、そ
 ういふ点から、こういうものに対して
 野放図にやれといふことではなく、早
 く回答してやる親切があつてほしいと
 思うのです。これは私どもからいえば
 あなたに対する質問というよりは、む
 しろ希望になるかと思いますが、どう
 かそういうことにひとつお願いしたい
 と思います。

○島村委員長代理 ほかに御質疑はご
 ざいせんか。——御質疑もないよう
 でありますから、以上をもつて中小金
 融並びに類似金融に関する参考意見の
 聴取を終わります。

この際委員長よりちよつとごあいさ
 つを申し上げます。参考人の方々にお
 かれましたは、御多用中にもかかわらず
 御出席くださいます、中小金融並
 びに類似金融に関し長時間にわたつて
 いろいろと有益な御意見を開陳せら
 れ、本委員会の議案審査の上に多大の
 参考となりましたことを委員一同にか
 わりまして厚くお礼を申し上げます。

なお委員諸君に申し上げますが、次
 回は明二日午前十時より開会すること
 とし、今日はこれにて散会いたしま
 す。

午後四時四十四分散会

衆議院大蔵委員会議録第五号中正誤

頁 段 行 誤 正

二 三 五 加工、 加工又は

六 五 九 まで、 まで及び

七 二 末三 若しくは 又は

昭和二十八年七月四日印刷

昭和二十八年七月六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局